

の投票を得せしむることを防止するに在るを以て現に投票を爲したる選舉無資格者のみならず其投票に加功したる者も亦同條の罪の共犯を以て論ぜざるべからず（五三八號、一七頁、四一、二一、二六日、大審刑）

一九 苟も選舉の効力に關し異議ある選舉人は其事由の何たるを問はず且つ選舉の無効を求むるを要せずして仍ほ選舉訴訟を提起し得べく必ずしも之を當選訴訟に待たざるべからざるものに非ず要するに選舉訴訟と當選訴訟とは其請求原因に付ては範圍相等しく唯其當事者の資格と訴訟の目的を異にするの差あるに過ぎず又衆議院議員選舉の投票に被選舉人の氏名の外選舉人に於て任意に自己の氏名を記載したるときは該投票は絶對に無効なれども裁判所は投票者の陳述に基き其何人に投票したるやの事實を確定すべきものに非ず從て該投票が縱令無効なりとするも之を被選舉人の得票中より控除すべきものと確定すると得ざると同時に孰れの投票中に包含せられありやとのことも確定するに由なき事實なりとす（五八二號、一一頁、函館控訴民）

二〇 被選舉人の得票が何人の投票に係るものなりやを公表せしむるは選舉權の行使を安全に確保する所以に非ざれば單に其公表の義務なきのみならず其權利なきものとす從て縱令如何

なる場合と雖も之を公表せしむることを得ず（五八三號、九頁、函館控訴民）

二一 選舉長が選舉權なき者を選舉立會人に選任したるときは違法なるも其者にして選舉に立會はざる以上は選舉を無効なりとするを得ず（六二四號、一七頁、四二、一〇、二一日、行政二）

二二 定期改選と増員選舉とを同時に執行する場合に其投票函を各別にするを必要とする法規なきが故に苟くも其投票にして區別せらるゝ以上は假令同一の投票函を用ふるも選舉を違法なりとするを得ず（六二四號、一八頁、四二、一〇、一九日、行政二）

二三 投票に誤字脱字ありとするも其投票及び諸般の状況に依り或者を選舉したること明かなる場合に於ては之れを以て無効の投票と云ふを得ず（五六九號、一八頁、四二、三、二日、行政二）

二四 成規の用紙を用ひざる爲め無効たるべき投票は彼の選舉權なき者の爲したる投票等と異なり何人の得票に歸したるかを明にする能はざるものに非ざれば單に之を其被選舉人の得票より控除するを以て足り假に之を被選舉人の得點數に加算して選舉の結果に異動を生ずるや否を觀るべきものに非ず又選舉人は必ずしも候補者として起ちたる者に限り之を選舉すべきものに非ず（六〇一號、一七頁、四二、五、二五日、行政二）

二五 議會成立前議員の職務権限ある以上は其行使時期到來以前に於ても其職務に關聯して他人の請託を容れ其對償として財物を收受したるときは其行爲賄賂收受罪を構成すべきこと勿論なりとす(六一八號、一三頁、四二、一二、一七日、大審刑一)

府 縣 制

一 府縣制第六條第二項には「府縣内の市町村公民にして市町村會議員の選舉權を有し且つ其府縣内に於て一年以來直接國稅年額十圓以上を納むる者は府縣會議員の被選舉權を有す」とあり同三十七條第一項には「府縣會議員にして被選舉權を有せざる者は其職を失ふ」とあり町村制第九條第二項には「町村公民たる者公權停止を附加すべき輕罪のため公判に附せられたるときは其裁判の決定に至るまで其公民たるの權を停止する旨規定しあり同第十二條第一項には「町村公民は總て選舉權を有す但其公民權を停止せらるる者(中略)は此限に在らず」とあり此等の規定に依れば町村公民にして府縣會議員たる者公權停止を附加すべき輕罪の爲め公判に附せられたるときは之に依りて直ちに公民權を停止せられ従て町村會議員の選舉權及び府縣會議員の被選舉權を失ひ従て又府縣會議員の職を失ふべきこと明かなり(五四一號、二〇頁、

四一、一〇、五日、行政)

二 府縣制第六條第二項の規定は苟くも一年以來直接國稅年額十圓以上を納むべき資格を有すれば足れりとするの法意にして致て其納付の時期如何を問ふものに非ず又選舉人名簿の確定は單に選舉權の行使を制限するの效力を有するに止まり被選舉權とは何等の關係なきものなれば假令選舉人名簿に記載せられたる者の納稅額が金十圓以下なればとて其者に被選舉權なしと謂ふを得ず(六〇七號、一七頁、四二、六、二九日、行政二)

三 府縣制第六條第二項には「府縣内の市町村公民にして市町村會議員の選舉權を有し且つ其府縣内に於て一年以來直接國稅年額十圓以上を納むるものは府縣會議員の被選舉權を有す」とありて同第三十七條第一項には「府縣會議員にして被選舉權を有せざるものは其職を失ふ(下略)」とあり又町村制第九條第二項には「町村公民たるもの公權停止又は租稅滯納處分中は其の公民たるの權を停止す(中略)又は公權剝奪若くは停止を附加すべき重罪輕罪のため公判に附せられたるときは其裁判の決定に至る迄亦同じ」と同第十二條第一項には「町村公民は總て選舉權を有す但其公民權を停止せらるる者(中略)は此限りにあらず」とあり此等の規定に依れば府縣會議員にして公權剝奪若くは停止を附加すべき重罪輕罪のため公判に附せられたる

ときは直ちに市町村公民たるの權を停止せられ従て町村會議員の選舉權及び府縣會議員の被選舉權を失ひ又従て府縣會議員の職を失ふべきこと明かなり(五四一號、二〇頁、四一、二〇、五日、行政)

四 納税期間の通算は特別の明文を要し而して市制中には府縣制第六條第三項郡制第六條第三項の如き規定なきに依り之を通算し得ざるものとす又確定名簿は選舉權を有するものものに登録せられざるものは選舉に關係するを得ざらしむるの効果を有するに止り選舉人たるの資格なきものとして選舉權を行はしむるの効果を生ぜしむるものにあらず(五七五號、一七頁、四二、三、三〇日、行政二)

五 縣金庫事務を取扱はしむることは命令權の作用に非ずして契約に基くものなり又岡山縣知事が岡山縣農工銀行に與へたる書面に命令書とあれば逆爲めに其性質を變ずるものにあらず又府縣制第六條第九項に所謂請負の中には一定の金錢を給付せられて縣の爲めに現金の保管出納を爲すものを包含するとは毫も疑を容れず(五一五號、一四頁、四一、五、二一日、行政)

六 府縣制第十八條末項に「投票用紙は府縣知事の定むる所に依り一定の式を用うべし」と規定したるは投票の紛更を防遏し以て選舉の規定の嚴密に行はるゝことを期したるものに外ならず(五〇四號、一四頁、四一、三、一八日、行政)

七 府縣制第三十四條第一項に「選舉人選舉若は當選の効力に關し異議あるときは選舉の日より十四日以内之を府縣知事に申立つることを得」とある其選舉の日とは投票の日を指すものなるとは同法第十三條第十五條第二項第十八條第三項の規定に對照して明かなり然れども府縣制中に規定せる異議の申立に關する期間の計算に付ては民事訴訟法の規定を準用すべきことは同法第二百二十八條第六項に規定せる所にして民事訴訟法第六十五條に「期間を計算するに(中略)日を以てするものは初日を算入せず」と定めたるを以て異議申立の期間は投票の翌日より起算して十四日目を以て満了すと解するを至當とす(五〇四號、一三頁、四一、三、一八日、行政)

八 當選者に異動を來さざること明白なる場合に於ては不正の投票ありたれば逆選舉の有効なることは府縣制第三十五條第一項但書の解釋上疑を容れず(五一五號、一四頁、四一、五、八日、行政)

九 一年以來直接國稅年額十圓以上を納むる者云々とあるは一年以前に於て直接國稅年額十圓を納むべき資格を得れば府縣會議員の被選資格を有するに足れりとするの法意にして既に十

圓以上を納めたるものとは解し得ず(五〇三號、二二頁、四一、三、一八日、行政二)

一〇 府縣制第四十三條の規定が同法律に所謂職務権限に屬すると將た處務規定に屬するを問はず同條の規定に依り府縣會に於て役員を選擧するは府縣會議員の職務行爲なること疑を容れざる所なり(六〇三號、一五頁、四二、一〇、八日、大審刑一)

一一 府縣制第七十四條第一項但書の規定に依るべき場合に非ざるときは縣參事會は相當の議決を爲さざる可らざる筈なるに之を爲さざりしは職務上當然決定すべき事件を決定せざりしものに外ならず(五二八號、二二頁、四一、七、一〇日、行政)

一二 府縣稅賦課の細目に係る事項は府縣會の議決に依り關係市町村會の議決に付することを得るは府縣制第九條の規定する所なり(五六五號、一八頁、四二、一、二八日、行政)

一三 他人に對する處分に付き不服を唱ふるものは府縣制第一百五條第一項に該當せざるは勿論其他の法令に依るも行政訴訟として提起することを認許せられたるものに非ず(五六三號、一八頁、四二、二、一三日、行政)

一四 秋田縣に於ける投票函は二重の鎖鑰を施し其鍵は利害關係を異にせる各別の人をして之を保護せしむるの制規は單に投票函の製式並に其鍵の保管に關する規定に過ぎずして敢て投

票の効力に關する規定に非ざるが故に投票の効力如何は該制規に關係なく一に事實に基きて之を決せざるべからず(五四二號、一九頁、四一、一〇、七日、行政)

一五 選舉人は苟くも被選舉權を有する者なる以上何人を選擧するも其自由に屬し必ずしも候補者に限りて之を選擧すべきものに非ず(五四一號、一九頁、四一、一〇、二四日、行政)

一六 府縣會議員にして公權剝奪若しくは停止を附加すべき重罪輕罪の爲め公判に付られたるときは市公民たるの權を停止せられ從て市會議員の選舉權及び府縣會議員の被選舉權を失ひ又從て府縣會議員の職を失ふべきものとす(五五八號、一七頁、四一、一二、二五日、行政)

一七 投票の効力に關し異議の申立ありて之が審査を爲すに當りては選舉の後投票に變更ありたる場合は格別苟も其痕跡の認むべきものなき以上投票を審査の資料に供し得べきは府縣制第三十條の規定に徴して明白なり(五六五號、一八頁、四二、二、一三日、行政)

一八 投票の効力に關し異議の申立ありて之が審査を爲すに當りて選舉の後投票に變更たりたる場合は格別苟も其痕跡の認むべきものなき以上投票を審査の資料に供し得べきは府縣制第三十條の規定に徴して明白なり(五六三號、一八頁、四二、二、一三日、行政)

一九 同一選舉區内に同姓の被選舉權者數人ある場合に於ては單に姓のみを記したる投票は被

選舉人の何たるやを確認するを得ざるものなれば無効なり(五二五號、一九頁、四一、六、一九日、行政)

二〇 府縣會議員の選舉に際し被選舉人が選舉者の部落に利益を有する事項の申込に對して承諾を與へたる場合に於ける該承諾は府縣制第四十條衆議院議員選舉法第八十七條第一項第三號の誘導に該當するものとす(五三一號、二〇頁、四一、一〇、二〇日、大審刑)

二一 誤字脱字等ありて不完全の點ありとするも或者を指示したるものと認め得べきときは其者の得票中に算入すべきものとす(五四七號、二〇頁、四一、一〇、二三日、行政)

二二 府縣會の越權行爲に出でたる豫算の案出議決は之を取消すも違法に非ず(五九八號、一八頁、四二、五、二〇日、行政二)

二三 明治廿三年法律第四十號衆議院議員選舉法罰則補則は舊衆議院議員選舉法第十三章に於ける罰則の補則にして舊衆議院議員選舉法と共に現行衆議院議員選舉法に依り改正せられたる者とす而して府縣制第四十條に衆議院議員選舉に關する罰則を準用すと規定したるは府縣會議員の選舉に付ても衆議院議員選舉に於けると同様選舉の自由公正を維持する爲め選舉に關する非行に對し衆議院議員選舉法と同一の制裁を加ふるの目的に出でたるものにして府縣

制頒布の當時已に行はれたる衆議院議員選舉に關する罰則のみに止らず其後行はるべき同罰則をも準用する立法の趣旨なりと解釋せざるべからず(五〇一號、一二頁、四一、五、二六日、大審刑)

北海道諸令

一 北海道一級町村制第九十一條に依れば町村税の賦課に對し不服ある者は町村長に異議の申立を爲し其決定に不服あるものは北海道支廳長を経て北海道廳長官に訴願を爲すべき規定なれば町長に異議の申立を爲さずして直ちに北海道廳長官に異議を申立其決定に對し出訴したるものなるときは適法の手續を経たるものに非ざるを以て町税に關する訴は受理すべからざるものとす(五二五號、二〇頁、四一、七、一〇日、行政)

二 法律勅令中北海道會に對し會議規則の解釋に關する道會の決議を内務大臣に具申して實行する旨の決議を爲すの權限を付與したるものあらざるが故に道會の爲したる議決は其權限を踰越したるものとす(五一七號、一七頁、四一、六、二九日、行政)

三 北海道會内部の規定に過ぎざる會議規則の解釋に付理事者と道會と見解を異にする場合に

之が決定を内務大臣に望むが如きは北海道の公益に關する事項に非ず(五一七號、一七頁、四一、六、二九日、行政)

四 北海道國有未開地處分法第三條に依れば無償貸付地は豫定の如く全部成功したる後にあらざれば之を付與する能はざるものなり然るに支廳長に於て事實起業方法の如く成功せざりしを誤て成功したるものとし付與處分をなしたるときは該處分たる不適法のものなれば同支廳長に於て之を取消すことを得(五一五號、一六頁、四一、四、二五日、行政)

五 北海道國有未開地處分法第三條に依れば無償貸付地は豫定の如く全部成功したる後にあらざれば無償付與を爲す能はざるものなり然るに事實起業方法の如く成功せざりしを支廳長が誤て成功したるものとし付與處分を爲したるときは其處分は不適法のものなれば支廳長に於て之を取消すは其の職務上當然の處置なりとす而して既に支廳長に於て該付與處分を取消したる上は其土地は付與以前の狀態に復し北海道國有未開地處分法第三條に依る貸付地なれば成功の事實なき以上支廳長が同法第十條の規定に従ひ返地命令を爲すは適法の處分なりとす(五一五號、一五頁、四一、四、二五日、行政)

六 當選確定以前に於いて投票者が選舉以前より選舉資格を具備せざる者なるときは確定名簿に登録せられたりとするも北海道會議員選舉令第六條第七項に依り選舉に參與することを得ざるものなれば其投票は無効なりとす(六二三號、二〇頁、四二、九、三〇日、行政二)

郡 制

一 郡制第六條第八項には「其の之を罷めたる後一个月を経過せざる者」とあるが故に職を罷めたる當日は一个月の期間に算入せざること明なり而して區長は町村制第七十三條に規定せる如く町村長の機關となり其指揮を受けて區内に關する町村長の事務を補助執行すべきものにして郡會議員の選舉事務に關係なき吏員と謂ふを得ず(六二四號、一八頁、四二、一〇、一九日、行政二)

二 郡制第六條第八項に所謂一ヶ月は三十日の謂に非ずして曆に従て之を計算せしむるの趣旨なり(五一六號、一八頁、四一、五、一五日、行政)

三 郡金庫事務取扱契約に於て或銀行が其郡の歳入歳出及び郡有財産に關する現金の出納保管を取扱ひ之に對し送金爲替料に付き實費辨償を受くる外別に報酬として年々一定の金額を受くるに在るときは該契約は郡制第六條第九項に所謂請負に該當するものとす(五五五號、一七

頁、四一、一一、二〇日、行政)

四 郡金庫事務を取扱はしむるときは命令権の作用に非ざるは勿論にして何等公法的關係を規定したるものなければ私法的契約なり(五五五號、一七頁、四一、一一、二〇日、行政)

五 郡會議員の選舉は町村長之を管理すべきことは郡制第十條の規定する處にして町村書記は町村長に屬し庶務を分掌すべきことは町村制七十二條の規定する所なれば町村書記は郡會議員の選舉に關する事務を取扱ふべき職分を有すること明なり而して郡制第六條第八項は選舉の公正を保障するの目的に出でたる規定なれば同項に所謂選舉事務に關係ある吏員とは苟も選舉事務を取扱ふべき職分を有する者は總て之を包含し事實該事務に關係すると否とは之を問はざる趣旨なりと解釋するを相當とす然らば町村書記は事實郡會議員の選舉事務に關係すると否とを論せず其性質上郡制第六條第八項の選舉事務に關係ある吏員に該當し郡會議員の被選舉權を有せざる者と爲さざるを得ず(五一六號、一七頁、四一、五、一五日、行政)

六 郡制第十五條及び第十六條の規定に依れば同制は完全に被選舉人の氏名を記載せざる投票全部を無効とするの趣旨に非ずして單に被選舉人の何人たるかを確認し難きものに限り之を無効とするの趣旨なること明かなり(五七六號、一七頁、四二、三、二五日、行政二)

七 郡制第十九條の規定は町村の富力に應じて郡費を分擔せしめんとするの趣旨に外ならざるが故に同條に所謂各町村の直接國稅府縣稅の徵收額とは各町村内に存する直接國稅府縣稅の目的物に對する徵收額の義なりと解するを相當とす又明治三十五年法律第四十號の規定は郡費分賦の割合を定むる時に於て當該年度の直接國稅府縣稅の徵收額前年度に比し四分の一以上の増減を生ずべきとを決定せる場合に限り之を適用すべき趣旨なりと解するを相當とす(五九八號、一八頁、四二、五、一八日、行政二)

八 投票の筆跡が全く文字を爲さずして何人を選挙したるものなるやを認識するに由なきに拘らず或者の得票なりとせる決定は不當なり(五一七號、一八頁、四一、六、二二日、行政)

九 郡制第十五條第四項に「(上略)被選舉人一名の氏名を記載し投函すべし」とあるは氏と名とを必ず併記すべしとの旨趣にあらずして單に被選舉人一名を記載すべしとの法意なりと解するを相當とす故に其投票にして何人を選挙したるものなるやを確認し得るに於ては其姓氏を缺きたるの故を以て無効となるべきものにあらず(五〇五號、一二頁、四一、四、一三日、行政)

一〇 凡そ議員選舉に付ては選舉人に於て其候補者なると否とを問はず苟も被選舉權を有する

者なる以上は其中の何人をも任意に選挙し得べきは勿論なり（五〇三號、二〇頁、四一、三、二三日、行政二）

一 郡制第三十二條の郡の公益に關する事件なる文詞は其意味廣汎にして而も別に之を制限したる法意の觀るべきものなきが故に苟も郡の公益に關する事件なる以上は總べて之を包含するものと謂ふべく而して郡町村の官吏が各種團體の囑託を受け寄附金又は會員の募集に従事し之が爲め郡町村の行政事務に澁滞を來し又は民人の本意に反する支出を爲さしむるが如き行爲あるに於ては郡の發達を阻害し其公益を害すること勿論なれば單に他に監督官廳あり又勸誘に應ずると否とは法律上民人の自由なりとの理由のみを以て其所爲を郡の公益に關する事件に非すと云ふを得ず從て郡會は其所爲に關し意見書を呈出することを得べきものとす（五八七號、一五頁、四二、五、一八日、行政二）

二 郡制九十條の規定は町村の富力に應じて郡費を分擔せしめんとするの趣旨に外ならざるが故に同條に所謂各町村の直接國稅府縣稅の徵收額とは各町村内に存する直接國稅府縣稅の目的物に對する徵收額の義なりと解するを相當とす又明治卅五年法律第四十號の規定は郡費分賦の割合を定むる當時に於て當該年度の直接國稅府縣稅の徵收額前々年度に比し四分の一

以上の増減を生ずべきを決定せる場合に限り之を適用すべき趣旨なりと解するを相當とす（五七六號、一八頁、四二、五、一八日、行政二）

市制

一 市制第二十八條に選挙の日より七日以内とあるは各級選挙の日を異にする場合に於ては其各級の選挙を行ひたる日より各別に起算して七日以内を指すものと解せざるを得ず又最初公告したる選挙の場所が市會議事堂なる場合に際し選挙の前夜該建物焼失したるが爲め縣會議事堂を以て假市會議事堂と爲し豫定の日に於て選挙を執行したりとするも該假議事堂の設置を明かに一般選挙人に告示したる以上は其選挙を以て違法なりと謂ふを得ず又市會議事堂の位置は何等知事の認可を要せざるが故に既に移轉の事實あり且方式に從て之を告示したる以上は當初の公告に依り當然新議事堂に於て選挙を執行し得る者とす尙ほ補闕選挙の三名中一名は市會議員より市長と爲りたる者に對する補闕なるときは該議員は市制第十五條第二項第二號に該當し從て市制第二十九條に依り就職後其要件を失ふ者に相當するを以て市會に於て同條所定の議決を経ることを要するものとす（六〇六號、一七頁、四二、六、一七日、行政

二)

- 二 市制第二十九條の所謂當選者資格の要件の有無を争ふは同制第三十五條の所謂被選舉權の有無を争ふものに外ならず(六二三號、二〇頁、四二、九、三〇日、行政二)
- 三 市の收入を受領する職務權限は市收入役に一任しあることは市制第五十八條及び第七十條に依り明白なりと雖も又市は第五十九條の規定に従ひ書記其他必要の附屬員を設置し之に市の事務を分掌せしむることを得るや亦明けし而して市收入役一人にて其職務權限に屬する一切の事務を行ふこと能はざることあるを以て市は其附屬員に市收入役の職務を補助せしむることを得るや疑を容れず故に第五十九條に依り任用せられ市税滯納處分執行の爲め第百二條第一項に依り市參事會の擔任すべき事務を補助し滯納税を徵收することを得ると同時に亦市收入役の補助員として滯納税金を受領することを得るものと謂はざるを得ず(四九七號、一一頁、四一、四、一三日、大審民)

四 市制第五十九條に依れば市は市會の決議に依り書記其他の附屬員を置くことを得べく而して又書記補なるものも租税滯納處分の執行に與らしむることを禁じたる法規なきに依り市が書記補をして該事務を管掌せしめたるは違法に非ず從て其者が其權限内の事務を執行するに

當り不都合の行爲に因りて市に生ぜしめたる損害を賠償するの責に任すべきものとす(四八三號、一六頁、四一年、東京控訴民)

五 市制第九十三條には「市内に營業を爲す者は其營業若くは其所得に對して賦課する市税を納むるものとす」る旨、同第九十四條には「所得税に附加税を賦課せんとするときは納税者の市外に於ける營業より收入する所得は之を控除すべきものとす」る旨各規定あり茲に營業と稱するは現實の營業行爲を謂ふものにして其行爲の基く契約が何地に於て成立せるや又其行爲の報償が何地に於て支拂はるゝやは右二條の關する所に非ず鐵道に付て之を謂へば連帶輸送たると郵便物運送たるとに論なく其營業地は普通の場合に於ける旅客貨物の運輸と同じく必ずや旅客及び運送物を引取りたる各停車場なりとせざるべからず果して然らば連帶輸送に依りて收得する他線取扱收入金は他線より旅客貨物を引取りたる停車場の營業收入にして郵便運送に依りて受くる料金は郵便物を搭載したる各停車場の營業收入なれば是等の停車場にして市外に存するに於ては其他線取扱收入金又は郵便物運送料金を以て市税賦課の標準と爲すを得ざるや勿論なりとす(四八四號、一二頁、四〇、一一、二五日、行政)

六 市制第百四條には單に市税の賦課に關する訴願云々とあり之に關し毫も制限なきを以て訴

願も同條の適用を受くべきものとす(六〇五號、一五頁、四二、六、三日、行政二)

七 市制第二百二十二條に依れば附加税は直接の國税又は府縣税に附加し云々とあるを以て直接の縣税に非ざる所得割税に更に附加税を課するは法の許す所に非ず(五二五號、二〇頁、四一、七、一〇日、行政)

八 市會議員が其の議長を選定するの権利は國民若くは公民として享有する選舉權に非ざるを以て議會市町村會の議員選舉權と全く其性質を異にす(五〇二號、一三頁、四一、五、二八日、大審刑二)

九 市制其他の法律勅令中市税賦課徴收の請求に對し訴訟を許したる規定なし(四八九號、一二頁、四一、二、二二日、行政)

一〇 建碑に關する村税の賦課を違法とする行政訴訟を許したる規定なきが故に該處分に對しては訴訟を提起し得ざるものとす(五〇五號、一二頁、四一、四、一三日、行政)

一一 町を變じて市と爲したる場合に於ては町制施行の當時行はれたる條例規則等にして市制の規程に牴觸するものは當然廢滅に歸すべきも其他は依然有效にして繼續すべきものとす(五五四號、一五頁、四二、二、一六日、大審刑)

一二 大津市が未だ大津町時代に於て行はれたる營造物規則は其後制定せられし市制の規程に牴觸せざる範圍内に於て有効に繼續すべきが故に大津市は大津町時代の經營に成る水道に關する權利義務を當然承繼すべく而して該水道が其營造物たることを廢止せられたる事跡の見るべきものなきが故に今日に於ても亦固より大津市に管理の權利あるものとす(五七一號、一四頁、大津地方民)

一三 市が訴訟を爲すに付市會の決議を経たる以上は其決議は亦市參事會の議決に依り提案したる所に基くものなれば更に市參事會の決議を要せざるは勿論上級審に至るも更に市會の決議を要せずして市は有効に訴訟行爲を爲し得るものとす(六二五號、一七頁、四三、二、四日、大審刑二)

町村制

一 町村制第七條第一項に「町村の負擔を分任し」とあるは町村の公課を負擔するの義にして傳染病院に於ける藥價食費の如き公課以外の費用は假令之を償却せざるも町村の負擔を分任せざる者と謂ふを得ず而して之が爲め町村の收入に缺損を來したりとするも町村制第二百二條に

依る處分の結果徴收不能に歸したるに過ぎずして之を以て公費の救助を與へたるものと爲すを得ず(五六五號、一七頁、四二、二、六日、行政)

二 地租は土地臺帳に登録せられたるものより徴收すべきは地租條例第十三條の規定する所とす又郡參事會が未だ納租の義務發生せざる者に對して町村制第七條規定の二箇年の制限を特定したりとするも其特定は何等の效力を發生せず(六二四號、一七頁、四二、一〇、一九日、行政二)

三 町村書記の辭任に關しては法に明文なきも其選任は町村會に於て之を爲すを以て觀れば其解任にも亦町村會の同意を要するものと解すべきは事理の當然なるのみならず町村書記に關しては町村名譽職に關する町村制第八條の如き規定なきに依り其辭任は町村書記の意思表示のみに依りて其效力を生ずるものに非ずして必ずや村會の承諾を要するものと解せざるを得ず而して其承諾の效力に關しては法に別段の規定なきが故に一般の原則に従ひ其效力は意思表示ありたる時以後に及ぶに止まり致て既往に遡及するものにあらずと解するを相當とす(五一六號、一八頁、四一、五、一五日、行政)

四 町村制第九條第二項は苟も公權停止を附加すべき輕罪のため公判に附せられたるときは此

一事に依りて直ちに公民權を停止すべき規定にして致て現實公權を停止せられたることを要件とするものに非ず(五四一號、二〇頁、四一、一〇、五日、行政)

五 戦役の爲め從軍したる者は公民權を失ふべきものに非ず(六二四號、一八頁、四二、一〇、一九日、行政二)

六 公文書偽造行使詐欺取財及び公金竊取被告事件の爲め裁判所の公判に付せられたること明なるときは町村制第九條第二項に依りて町村公民たるの權を停止せられ従て同制第十二條第一項に依り町村會議員の選舉權を失ひ又従て府縣制第六條第二項及第三十七條第一項に依り縣會議員の職を失ふものとす(五六三號、一七頁、四一、一一、二五日、行政)

七 町村書記の辭任に關しては法に明文なきも其選任は町村會に於て之を爲す(町村制第六十三條第二項)を以て觀れば其辭任にも亦町村會の同意を要するものと解すべきは事理の當然なるのみならず町村書記に關しては町村名譽職に關する町村制第八條又は有給町村長助役若くは收入役に關する同制第五十七條若くは第六十二條第二項の如き規定なきに依り其辭任は町村書記の意思表示のみに依りて其效力を生ずるものに非ずして必ずや町村會の承諾を要するものと解せざるを得ず(五二六號、二二頁、四一、七、六日、行政)

八 衆議院議員選舉法第八十七條に選舉の前後を問はず左の各號に該當するものは一月以上一年以下の輕禁錮に處し又は十圓以上百圓以下の罰金に處すべき旨の規定ある以上同條の犯罪は公權停止を附加すべき輕罪に非すと云ふを得ざるが故に同條の犯罪の爲め公判に付せられたる者は則ち町村制第九條第二項に所謂公權停止を附加すべき輕罪の爲め公判に付せられたるものに外ならざれば町村制第九條第二項第十二條第一項に基き府縣制第六條第二項同第三十七條第一項に依り縣會議員の失職者と爲すを得るものとす(五四二號、二二頁、四一、一〇、一六日、行政)

九 町村制第九條第二項及び第十二條第一項のため公判に附せられたるときは敢て判決の確定を俟つを要せず此一事に依りて直ちに公民權を停止せられ従て町村議員の選舉權を失ふべきこと洵に明白なり(五四一號、二〇頁、四一、一〇、五日、行政)

一〇 町村制第十二條第一項但書に依れば公民權を停止せらるゝものは町村會議員の選舉權を有せざること明なるに依り公訴提起の爲め町村の公民權を停止せられたる者を府縣會議員の被選舉權を喪失したるものと爲し府縣制第三十七條第一項に基き縣會議員の失職者と決定するは相當なりとす(六〇七號、一八頁、四二、六、二六日、行政二)

一一 町村會選舉人名簿は町村制第十八條に基く訴願訴訟の結果に因るに非ざれば動かすことを得ざるものとす従て假令其調製に不適法の點ありて之が爲め級別に異動を生ずることありとするも該名簿は既に確定したるものなるを以て法律上正常のものと看做さるべし故に該名簿に依り執行したる選舉は無効に非ず(五八七號、一五頁、四二、五、一五日、行政二)

一二 町村制第十六條第一項には「議員は(中略)毎三年各級に於て其半數を改選す若し各級の議員二分し難きときは初回到於て多數の一半を解任せしむ(下略)」とあれば日光町町會議員の定期改選に付ては初回到一二級各五人計十人を改選し爾後此例に依り交替に十人と八人とを改選すべきものなりとす(五七五號、一八頁、四二、三、三〇日、行政二)

一三 村會に於ける議案が不法なりしとするも之れが爲めに村會の成立を違法ならしめ又は村會議員の職務行爲を不法ならしむることなれば其職務行爲に關して行爲不行爲を強制するが爲め暴行を爲したる者の罪責に影響を及ぼすものに非ず(六二四號、一六頁、四三、一、三一、一日、大審刑二)

一四 町村制第十八條第二項に依れば選舉人名簿は選舉前十日を限り確定名簿となすべきものとす而して普通期間の計算方は事柄のありたる當日を算入せざるを原則とす(五一五號、一五

頁、四一、五、四日、行政)

一五 選挙人名簿縦覧期間満了の日と該名簿確定の日との間に存すべき日数に關して法律上別に制限なきが故に假令該日数が四日に過ぎざりしも之を違法とするを得ず又町村制第十九條第一項に選挙前七日を限て之を公告す可しとあるは公告期間の最短限度を定めたるものと解釋するを相當とするが故に選挙に關し同項所定の公告を選挙前二十六日に相當する日に於て爲したりとするも違法に非ず又選挙に關し選挙原簿及選挙人名簿を調製するに付往年度の村税納額に依りたるは違法なりとするも該名簿は既に確定したるものなれば單に此一事に依り選挙を無効なりと論定するを得ず(六〇一號、一八頁、四二、六、一〇日、行政二)

一六 町村制第十九條第一項規定の場所日時員数の公告は選挙の日より七日前に之を爲すべきものにして公告と選挙との間に七日の期間あることを必要とせる法意にあらざる故に普通の起算法に従ひ選挙の當日を除算し其前日より遡りて七日以前に公告すべきものにして其公告の日をも除算すべきものに非ず(五〇五號、一一頁、四一、四、八日、行政)

一七 選挙掛が投票を行ふ爲め一時自席を離れたることあるも爲に選挙掛の資格を失ふものと云ふを得ざれば其離席したるの故を以て選挙を違法と云ふを得ず又選挙掛は被選挙人の氏名

を自書する能はざる如き無筆の者なるを以て選挙掛長は之を僥倖とし選挙掛の一名と任意を以て投票の效力を決したるは選挙の規定に違背するものなるが如きも町村制第二十條の規定に依り選挙掛を選任するには選挙人たるを要するの何等の制限なきを以て被選挙人の氏名を自書すること能はざるの故を以て選挙掛たる資格なきものと云ふを得ず(五五七號、一八頁、四一、一二、一八日、行政)

一八 他に候補者として起ちたる者なかりしや否や明ならずとするも選挙人は必ずしも候補者として起ちたる者に限りて之を選挙すべきものに非ず(五五八號、一八頁、四一、一二、二三日、行政)

一九 町村制第二十七條第一項を見るに選挙掛は選挙録を製して選挙の顛末を記録し選挙を終りたる後之を朗讀し選挙人名簿其他關係書類を合綴して之に署名すべしとあり而して選挙録なるものは選挙の顛末を記録して之を町村役場に備付け以て投票の結局を證明報告するの用に充るものにして舊刑法第二百三十六條に所謂調書に該當するものとす(四八〇號、二〇頁、四一、二、三日、大審刑)

二〇 町村制第二十九條第二項に(前略)郡長に於て選挙の效力に關し異議あるときは(中略)郡

參事會に付して處分を行ふことを得とあるは郡參事會が郡長の異議に同意したる場合に於て始めて郡長が處分を爲すを得るの規定なりと解釋するを相當とす(四九七號、一二頁、四一、四、一〇日、行政)

二一 町村制第二十九條第二項に「(前略)郡長に於て選舉の効力に關し異議あるときは(中略)郡參事會に付して處分を行ふことを得」とあるは郡參事會が郡長の異議に同意したる場合に於て始めて郡長が處分を爲すを得るの規定なりと解釋するを相當とす(五〇五號、一一頁、四一、四、一〇日、行政)

二二 收入役は其町村を代表するの權限なきことは町村制の規定上明かなり而して町村制第三十三條第八號に依り豫算を以て定めたるものを除く外町村が新に義務を負擔するには町村會の議決を要すべきものとす(六〇四號、一一頁、四二、一〇、一五日、長崎區)

二三 町村の會計に關しては國の會計に關する明治三十八年法律第十二號及明治三十九年法律第一號の如き特別の法規なきに依り村自ら其の所有に屬する財産を借入るるが如きは法律上爲し得ざる所にして借用證書を助役に差入れ其の管理に係る基本財産を借入れたりとすも其の借入れは全然無効の行爲なれば基本財産は此の借入れに依りて其の性質を變更すると無

きを以て之れを學校敷地買入費に使用したるときは即ち基本財産を處分したるものと謂はざるを得ず而して基本財産の處分は町村制第三十三條同第二百二十七條及び地方學事通則第九條の規定に依り町村會の議決を経郡參事會又は郡長の許可を受くべきものなるに拘はらず此れ等の手續を履行せず直に之を學校敷地買入費に充當したるときは町村制及地方學事通則違反の行爲なりとす(六〇六號、一八頁、四二、六、一二日、行政二)

二四 町村會が町村有不動産の讓與を議決し又郡參事會が之に對し許可の議決を爲し得ることには町村制第三十三條同第二百二十七條の規定に依り明なり而して之を讓受くる者の資格如何は議決の效果に關することあるべきも之が爲め議決を違法なりと云ふを得ず(五六五號、一八頁、四二、二、六日、行政)

二五 町村の會計に關する明治三十八年法律第十二號及明治三十九年法律第一號の如き特別の法規なきに依り村自ら其の所有に屬する財産を借入るるが如きは法律上爲し得ざるところにして假に村長が借用證書を助役に差入れ其管理に係る基本財産を借入れたりとすも其借入は全然無効の行爲なれば基本財産は此の借入に依りて其の性質を變更すること無きを以て村長が之を學校敷地買入費に使用したるときは即ち基本財産を處分したる者と謂はざるを得ず而

して基本財産の處分は町村制第三十三條同第二百二十七條及地方學事通則第九條の規定に依り町村會の議決を経郡參事會又は郡長の許可を受くべき者なるに拘はらず村長が此等の手續を履行せず直ちに之を學校敷地買入費に充當したるは町村制及地方學事通則違反の行爲なりとす又助役の分掌事務は單に町村制第六十八條第二項第四號即財産管理の事務に止まり同項第一號の町村會の議事を準備し及其議決を執行するの事務は依然村長の管掌に係るが故に基本財産の處分の如き法律上町村會の議決を要する事務に付ては其責任の全然村長に存するや疑を容れず(五八二號、一八頁、四二、六、二二日、行政二)

二六 町村制第三十七條は町村會議員選舉の效力其他同條第一項に掲記せる各種の權利問題に關する總ての爭議を解決せんか爲めに設けられたるものなることは各項の規定を綜合して自から明なり(五〇五號、一一頁、四一、四、一〇日、行政)

二七 附加刑として停止せらるる公權は刑法第三十一條に列舉せらるるものに限ること勿論にして村會議員の被選舉權は之に屬せず從て明治三十九年法律第五十四號に前略刑の執行を猶豫せられたる者は其の猶豫期間市町村の公民權を停止し市町村會議員(中略)の選舉權被選舉權を有せざるものとすと規定せるは公權を停止せんとする刑罰的規定にあらざれば刑の執行

猶豫には何等の影響をも及ぼすべきものにあらず而して右法律は刑の執行猶豫中にありとの現在の事實を基礎として其事實ある者は公民權選舉權被選舉權を行使するを得すと規定したるものなれば固より既往の事實に遡りて其效力を及ぼすものにあらず故に苟くも現に刑の執行猶豫中に在るものなるに於ては其執行猶豫の言渡が同法施行の前たると後たるを問はず同じく此制限に服すべきこと疑を容れず(四九七號、一二頁、四一、四、二二日、行政)

二八 町村制第三十七條は町村會議員選舉の效力其他同條第一項に掲記せる各種の權利問題に關する總ての爭議を解決せんか爲めに設けられたるものなることは各項の規定を綜合して自ら明なり其第三項に町村會若くは町村長の裁決に不服ある者は府縣郡參事會に訴願し其府縣參事會の裁決に不服ある者は行政裁判所に出訴することを得とある前半の規定は第一項に掲ぐる事項に關し町村民が訴願を爲したる場合に於ける普通の經路を示したるに過ぎず然るに選舉人よりは更に訴願を提起せず郡長が町村制第二十九條第二項に依り町村會議員の選舉を取消したる場合に於て町村會又は町村長及郡參事會の裁決なきの故を以て府縣參事會に訴願し行政裁判所に出訴するを得ざるの法意なりとするは文字に拘泥して法の旨趣を没却するものとす(四九七號、一二頁、四一、四、一〇日、行政)

- 二九 或村に於て村會議員選舉の投票に村費を以て調製したる一定の用紙を用ひしむるの定めあればとて之に依らざる投票を無効とするを得ず(四八九號、一四頁、四一、二、七日、行政)
- 三〇 町村會議員の選舉效力に關し町村制其他の法律勅令中町村會に行政訴訟の提起を許したる規定なきに依り斯る訴訟は不適法なり(四八五號、一四頁、四〇、一一、一八日、行政)
- 三一 選舉人は被選舉權を有する者の中より何人をも任意に選舉し得べきものなれば競争者の有無勢力の多少現に投票を得たる者の姓名如何の如きは被選舉人の何人なるかを確認し得るものなるや否やを決する理由と爲すに足らず(四八九號、一三頁、四一、二、一四日、行政)
- 三二 投票に或人の氏名及び敬稱を記したる下に圓形を描きあるときは他事を記入したるものと爲さざる可からず(五六五號、一八頁、四二、二、一三日、行政)
- 三三 村會議員の選舉に關し同一氏名の被選舉人二名以上ある場合に於て單に其氏名のみを現はせる投票は無効なり又候補者が一人なりとするも選舉人は苟くも被選舉權を有する者なる以上は何人を選舉するも其自由に屬し必ずして候補者となりし者に限りて之を選舉すべきものに非ず(五〇九號、二二頁、四一年、行政)
- 三四 村役場備付の地圖の如きは地租徵收等行政目的の爲に調製されたるものなりとするも其

圖面上の記載の如きは法律上土地に關する利權の成立及其存在を確定し又は之を公證する效力を有せざるものとす縱て一個人は村圖に誤謬ありとして其訂正を請求することを得ず(四一、二一、五日、東京控訴民)

三五 町村吏員か村町の爲めに一私人に對し私法上の關係に於て行爲を爲す場合と雖も其之行ふ職務權限は町村制の定むる所に依るべきものにして町村の收入を受領する權限は其收入が公法上の關係に基く場合なると私法上の關係に基く場合なるときを問はず收入役に專屬し町村長に其權限なし而して町村制には第六十二條第六項の場合の外收入役の職務行爲を村長又は其他の者に代理せしむることを許したる規定存せざるを以て町村が消費貸借に因り一人より收入すべき金錢と雖も町村長が一個人たる資格を以て收入役を代理し之を受領することを得ざるものとす(五四四號、一七頁、四一、一二、九日、大審民)

三六 町村代表機關の制未だ確立せざる明治十二年頃にありては小前總代なるものは村總代百姓總代等と同じく村を代表したるものなりと解するを相當とす(五二八號、二二頁、四一、七、六日、行政)

三七 町村が他の公法人の工事を請負ふが如きは全然町村行政の範圍外に出づる行爲なるが故

に町村會に於て之を議決するを得ず(五四八號、一九頁、四一、一一、九日、行政)

三八 村長收入役が公職の資格に於て町村稅相殺の爲めにする金圓借入契約を爲すべき権限を有せざるものとす(五二八號、二二頁、四一、七、一〇日、行政)

三九 町村制第六十八條によれば町村長は町村會の決議に依りて定まりたる收入支出を命じ會計及出納を監視するの職責を有すれども町村の收入を受領し其費用の支拂を爲し其會計事務を掌ることは同第七十一條により町村收入役の職務に屬すべきものたり(五三三號、一七頁、四一、二〇、二三日、大審民)

四〇 法人たる町の收支は收入役の職務権限に屬し町長に於て之を爲し得ざることは町村制第七十一條第六十八條第二項第三號の規定する所なれば若し町長が外部に對して町を代表し金錢を授受したるときは其授受は町に對し效力なきものとす(五〇六號、二二頁、四一、六、九日、東京控訴民)

四一 區長及區長代理者は町村長の指揮命令を受け區内に關する町村長の事務を補助執行すべき職責を有することは町村制第七十三條の規定する所にして其事務荷も町村長の管掌に屬する者なるに於ては其種類性質の如何を問はず別に反對の規定なき限りは町村長は同條に依り

て區長及區長代理者をして補助せしむることを得るは明白なり而して選舉區單一なれば連町村長が自己の機關として區長及區長代理者を指揮し各區に關する選舉事務を補助せしむるを得ざるの理なしされば區長及區長代理者が町村長の補助機關として郡制第六條第八項に所謂選舉事務に關係ある吏員たること疑を容れず而して其事實上選舉事務に干與せざりしときは單に町村長が干與せしめざりに過ぎず之が爲めに性質上選舉事務に關係ある吏員たるを失はず(五〇四號、一三頁、四一、三、一八日、大審民)

四二 區長は町村長の指揮命令を受けて區内に關する町村長の事務を補助執行すべき職責を有することは町村制第七十三條の規定せる所にして其事務荷も町村長の管掌に屬するものなるに於ては其種類性質の如何を問はず別に反對の規定なき限りは町村長は同條に依りて區長をして補助せしむることを得るは明白なり然らば郡會議員選舉事務は町村長の管掌する事務に屬するが故に其選舉事務にして町村の一區内に關するものに付ては區長は町村長の指揮命令を受けて之を補助執行すべき職責あるものと謂はざるべからず從て區長は町村長の補助機關として郡制第六條第八項の所謂選舉事務に關係ある吏員たること疑を容れず(五五七號、一七頁、四一、一一、二五日、行政)

四三 區長及區長代理者は町村長の指揮命令を受け区内に於ける町村長の事務を補助執行すべき職責を有するとは町村制第七十三條の規定する所にして其事務苟も町村長の管掌に屬するものなるに於ては其種類性質の如何を問はず反對の規定なき限り町村長は同條に依り區長及區長代理者をして補助せしむるを得るものとす(四八九號、一二頁、四一、三、一八日、行政)

四四 町村制第九十條に依れば附加税は直接の國税又は府縣税に附加し云々とあるを以て直接の縣税に非ざる所得割税に町村が附加税を課するは法の許す所に非ず(五二八號、二二頁、四一、七、一〇日、行政)

四五 村税徴收手續に於て督促令狀の送達書に受取人の署名捺印を拒みたる場合に其事由を記載するを必要としたる規定なきが故に單に送達書に署名捺印なく又其事由の記載なければとて之に依りて直ちに其送達書を無効とするを得ず又町村制第二百二條第一項に依り村税滯納の場合に適用せらるべき國税徴收法第二十一條の規定に依れば差押に立會人を要するは家屋倉庫及筐匣を搜索し又は閉鎖したる戸扉筐匣を開かしめ若くは之を開く場合に限り土地差押の場合に於ては立會人を必要とせず又差押の事實を滯納者に通知することを必要としたる規定あらず(五八七號、一五頁、四二、五、一五日、行政二)

四六 町村制第五五條に所謂町村有の財産並其所得を使用するの權利に關する請求と認むるを得ざるは勿論其他の法令に依るも行政訴訟として提起することを認許せられたるものに非ず(五四八號、二〇頁、四一、一一、四日、行政)

四七 村長は村役場備付の印鑑簿若くは實印紛失届書等により同村民が如何なる實印紛失届を爲したるやを證明すべき權限あるに止まり實印紛失の事實其ものを證明すべき權限を有せず又重利の契約なればとて悉く之を無効とすることを得ざるのみならず縱令利息制限法の制限を超過するも商取引に於ては毫も不法に非らず(六〇一號、一一頁、四二、七、七日、東京控訴民三)

四八 町長が町税賦課令狀其もの、誤記を訂正するの手續を盡さざりしときは職務上の怠慢あるものにして譴責に處するを相當とす(六〇五號、一五頁、四二、六、三日、行政二)

四九 村會議長の證明書なりとするも其證明の基礎明白ならざるときは證據力なし(六〇五號、一六頁、四二、六、二二日、行政一)

五〇 田多井堰か兩部落の共有なりとのことは畢竟證明者が其意見を表白せるものに外ならず又該堰水を田地に引用し來りたりとのことは村長の職務上證明すべき事項に非ざるか故斯か

る事項を記載せる證書を以て公吏の職務上の證明にして公正證書なりと謂ふ可からず（五五八號、一六頁、四二、二、二三日、大審民）

五一 市町村の住民が當該市町村の設營に係る營造物を利用し得る權利の取得は固より公法上の關係に基因すべしと雖ども住民が之れを利用し以て直接に生活上必須なる經濟的利益を獲得する場合に於ては其權利の性質として私法上保護せらるべきものとす（五八七號、一三頁、四二、六、二五日、大阪控訴民一）

五二 市町村會議員選舉罰則第七條は條文所掲の各方法に依り特定人に對し現實に選舉權の實行を妨害したる者を處罰する法規にして原審の認めたる事實の如く現實に特定の選舉人に對し選舉權の施行を妨害したるに非ず新聞紙上に虚偽の廣告をなしたるが爲め單に選舉人の或者の心裡に或疑惑の念を惹起せしめ爲めに其決意に多少の障礙を與へたる如き所爲に適用す可きものに非ざること洵に明なり（四九九號、一一頁、四一、五、二二日、大審刑）

地方税規則

一 明治十三年太政官布告第十六號地方税規則に所謂戸數割なるものは本來戸を基礎とするも

のなれば之れを賦課せんには必ず戸を構ふるを要す（五六五號、一八頁、四二、二、二六日、行政）

二 明治十三年太政官布告第十六號地方税規則の戸數割なるものは戸を基礎とするものなれば之を賦課せんには必ずや戸を構ふることを要す（五六五號、一七頁、四二、一、二八日、行政）

三 明治十三年太政官布告第十六號地方税規則に所謂戸數割なるものは元來戸を基礎とするものなれば之れを賦課せんには必ず戸を構ふるを要す（五五一號、一七頁、四一、一〇、二三日、行政）

四 戸を構へたりとして戸數割を賦課せらるるには必ずしも引續き其地に住居するを要せず（五〇五號、二三頁、四一、四、一三日、行政）

五 戸數割は戸を基礎と爲すものなれば之を賦課するには必ず戸を構ふるを要す從て一定の賄料を支拂ひて他家に止宿するに止まるものは戸を構ふるものに非ず（五八七號、一五頁、四二、五、一日、行政二）

六 明治十三年太政官布告第十六號地方税規則の戸數割は本來戸を基礎とする者なれば之を賦課せんには必ずや戸を構ふることを要す而して若干の宿料を支拂ひて旅人宿に寓居する者の

如きは戸を構へたる者と爲すを得ず(六〇七號、一八頁、四二、六、二二日、行政二)

七 明治十三年太政官布告第十六號地方稅規則に所謂戶數割なるものは本來戸を基礎とする者なれば之を賦課せんに必らず一戸を構ふるを要するものとす(五六九號、一七頁、四二、三、一三日、行政二)

八 明治四十一年新潟縣令第三號縣稅賦課規則第二十五條には單に「戶數割賦課に關する細目は市町村會に於て其の年度之れを議決すべし」市町村長は前項賦課に關する細目に依り賦課標準額を査定し每期各戸の賦課額を定むべし」と規定あるに止まり其の賦課の細目設定方法に關しては別に何等限定するところなきを以て明治四十一年度縣稅戶數賦課細目規程第二條第八號認定を以て標準簡數を定むるの規定は右第二十五條の規定に背反するものと云ふを得ず(六二四號、一八頁、四二、一〇、二三日、行政二)

九 戶數割の賦課を違法として之を取消したるときは其附加稅たる戶別割の賦課も當然違法として取消さるべきものとす(五八一號、一八頁、四二、四、二二日、行政二)

營業稅則

一 明治二十九年法律第三十三號第三十六條の規定は明治四十一年法律第三十七號第二條に依り其効力を失したり而して法律第三十七號第二條の精神を案するに凡そ國稅營業稅の負擔を爲す者に對し更に團體に於て無制限に課稅するを得せしむるに於ては營業の發達を妨ぐるの嫌あるを以て單に附加稅として一定の限度内に於て課稅するを許し其以外に課稅することを禁止したる法意なるや疑を容れず然り而して營業稅法第二十一條第一項及第二項の規定に依れば新に製造業を開始する者に付ては開業の年は勿論其翌年より尙三ヶ年間全然國稅の賦課を免し現實納稅の義務を負擔せしめざるを以て明治四十一年法律第三十七號第二條に所謂營業稅を納むる者と云ふを得ず果して然らば之に對し府縣稅又は地方稅を賦課するも何等違法の廉なきものとす又營業稅法第十三條に所謂納稅義務を有する營業とは營業稅法に定めたる國稅營業に該當すべき資格を有する者を意味するものにして法律第三十七號第二條の所謂營業稅を納むる者とは現實納稅義務を負ふ者とす尙ほ又明治十三年布告第十七號第一條但書は地方稅中の營業稅のみに關する制限を規定したるものなるも營業稅法第三十六條末段は地方稅又は府縣稅の全部に亘り前者と同一の制限を付するの必要より特に之を規定したるものにして布告第一號但書の規定と毫も牴觸する所なきものとす而して營業稅法第三十六條の規

定は明治四十一年法律第三十七號第二條に依り效力を失したること及同法第二十一條第一項第二項に依り免稅期間中に屬する營業に對し府縣稅又は地方稅を賦課するも違法にあらず又布告第十七號第一條但書の規定は同一の營業に對し國稅を負擔せしむるが上に更に地方稅を課するは苛酷に亘るの嫌あるを以て之を禁止したる法意なりと認むべく即同條に所謂國稅あるものとは營業行爲に對する國稅を意味するものにして之れと全く課稅の目的を異にせる地租及消費稅の如きものを云ふものにあらず(五八九號、一六頁、四二、八、一七日、東京府決定)

二 商業を營むこと及之に關する租稅を負擔することは一戸を構へざる者に於ても有り得べき事實なるが故に之を以て一戸を構へたることを證するに足らず(五五八號、一七頁、四一、二、二五日、行政)

三 營業稅法第十二條第十三條及第二十條の規定は只賦課徵收の手續を定めたるに過ぎずして納稅年度後に追徵するを禁じたるものと解釋するを得ず(五二八號、二二頁、四一、七、七日、行政)

四 營業稅法及其他の法令中後日に課稅標準の決定を變更するを得ずとの明文なき以上は課稅標準を不相當と認むる場合に於ては時効期間中何時にても更に算定を爲し稅金を追徵するを

妨げざるものとす(五二八號、二二頁、四一、七、七日、行政)

五 營業稅法第十五條第二項に店舗其他の營業場數个所あるときは其資本を區分したるものは各別に營業稅を課す其資本を區分せざるものは合算して之を課すとあるを以て或者の店舗又は營業場と見るべきものは其者の資本を以て營業するものならざるべからず(五八二號、一八頁、四二、四、三〇日、行政三)

六 金錢貸付業なるものは一定の店舗其他の營業場を設け營利の目的を以て金錢の貸付けを爲す者を云ふ(四八〇號、一〇頁、四〇、九、三〇日)及(四八一號、一〇頁、四〇、九、二三日、行政)

七 苟も一定の場所に於て營利の目的を以て數次貸付行爲を爲すときは之を稅業場と解すべきは相當にして必ずしも特設の場所に限るべきものにあらず(同前)

八 金錢貸付業は其業體の性質上特別の設備を必要とせず苟も一定の場所に於て數次貸付行爲を爲す上は之を營業稅法第三條に所謂一定の營業場に該當するものとす(四八六號、一四頁、四一、二、二二日、行政)

九 金錢貸付營業は其業體の性質上特別なる營業場の設備を要するものにあらず苟も一定の場所に於て數次貸付の行爲を爲す以上は之を以て營業場と認めざるを得ず(五二五號、一九頁、

四一、六、一六日、行政)

一〇 農を以て本業と爲し山林を所有し及債務者の一部に親戚又は知己ありとするも此等の事實は金銭貸付が營業たるや否やを判定するに何等の關係なき事項なりとす又金銭貸付業は其業體の性質上特別の設備を必要とせざるを以て苟くも住宅の一部に於て金銭貸付の事務を取扱ふ以上は之を以て營業場と認めらるべし尙又金銭貸付業に對し豫め營業免許若くは同業者として決定を受くるが如き手續を爲すべき規定を以て事實上金銭貸付の業を爲す以上は直に之に課税を爲するも不法なりと云ふを得ず又所得税と營業税とは各々課税の目的を異にするものにして所得税は資産營業其の他より生ずる所得に對して課税し營業税は營業行爲に對し課税せらるるものなれば所得税を徴收せらるるが故に營業税賦課を不法なりと云ふを得ず(五七六號、一七頁、四二、四、一〇日、行政二)

一一 金銭貸付業は其業體が必ずしも特別の設備ある店舗又は營業場を必要とするものにあらず(六二四號、一七頁、四二、一〇、一五日、行政三)

一二 金銭貸付業者の運轉資本の算定方法は前年中の各月末に於ける固定資本及び運轉資本の月割平均を以て算定すべきものとす(六〇五號、一六頁、四二、六、二一日、行政三)

一三 明治四十一年法律第三十七號第二條の營業税を收むる者の中には營業税法第二十一條の國税不徵收の期間内に於ける營業者をも包含するものとす(六一五號、一九頁、四二、一一、二一日、行政二)

一四 營業税法第三十六條は同法に依り納税義務を有する營業者の營業に對しては府縣は十分の二以内の附加税の外府縣税又は地方税を課することを得ずとの規定たるに止まり該營業者の營業上使用する物件に對して縣税を賦課することを禁じたるものに非ず故に明治十三年布告第十七號營業税雜種税規則及明治三十六年佐賀縣令第二十二號縣税規則に則り單に雜種税として車輛及建物を目的とし賦課したる車輛及建物税は營業者の營業に對する課税と各別なるを以て營業税法其の他の法令に照し違法の課税なりと謂ふを得ず(五七〇號、一八頁、四二、三、一六日、行政二)

一五 明治三十七年和歌山縣令第三十三號料理屋及飲食店營業取締規則第十一條第一項に待合茶屋芝居茶屋遊船宿等名義の如何に拘らず客席を設けて客に酒肴を供する營業者は料理店と見做し本則を適用すとありて席貸業たるも客に酒肴を供することある時は之を料理店業と看做すが故に營業税法に所謂席貸業なるものは和歌山縣に於て稱する料理店業に包含せらるゝ

ものとする(四八九號、一三頁、四一、二、二〇日、行政)

一六 課税事實の認定は收税官廳の職權に屬するものにして司法裁判所の判決に羈束せらるべきものにあらす(五二六號、二二頁、四一、七、九日、行政)

所得稅則

一 納期日に達せざる當時に於ける未納造石税は會社の損金と云ふべき者にあらざれば該金額は所得稅法第四條の所謂事業年度の總損金に屬するものにあらす(六〇六號、一八頁、四二、六、三〇日、行政三)

二 所得稅法第四條第三號但書には營業にあらざる貸金の利子は收入額の豫算年額とあるのみならず同稅法第四十條に減損更訂を求め得べき規定あるに依り之を見れば貸金に對する利子ある以上は之を所得稅金額に算入するを相當とす(六〇七號、一八頁、四二、六、八日、行政三)

三 所得稅法第五條第五號に所謂一時の所得とは臨時又は偶然の收入を指す者にして醫師が多くの朋友知人より得たる所得の如きは同條に包含せざるものとする(六〇七號、一七頁、四二、六、三〇日、行政三)

四 株式會社が其營業資本増加の必要上新株を募集し之に依りて得たる利益は即ち營利の事業に屬するものとする隨て所得稅法第五條第五號に依り免稅を受くべき性質のものに非ず(五〇五號、一七頁、四一、四、一四日、行政)

五 株式を額面以上の價格を以て發行したる場合に其超過額は商法第九十四條第二項に依り準備金に組入るゝことを要すれども之が爲め其超過額は會社の資本の性質を有するものなりと云ふを得ず何となれば會社の純然たる利益も亦同條第一項により準備金中に組入るべきものなればなり(五四七號、二〇頁、四一、一〇、三一日、行政)

六 株式の募集は銀行資本の調達にして此調達は其營業上必要缺く可らざる行爲なれば之に由て得たる利益は即ち營利の事業に屬する利益と云はざるを得ず從て所得稅法第五條第五號に該當せず(五四七號、二〇頁、四一、一〇、三一日、行政)

七 株式募集は營業資本の増加にして此行爲は其營業上之を必要なりとして爲したるものなれば之に依り得たる利益は即ち營利の事業に屬するものとなさざるを得ず隨て所得稅法第五條第五號の規程に該當せざるものとする(五一七號、一八頁、四一、六、二三日、行政)

八 營業の賣却は之を繼續するよりも賣却するを利益なりとして爲したるものなれば之に依り

て得たる利益は營利の事業に屬する所得なりと云はざるを得ず（五五一號、一七頁、四一、一、一九日、行政）

九 第一種所得金額決定通知に對し不服あるものは先づ審査決定の請求を爲し尙其審査決定に對し不服あるときは訴願又は行政訴訟を提起し得べきものなることは所得税法第三十六條及第三十九條の規定に依り明なり然るに右手續に由らず直に訴願し其裁決及第一種所得金額更訂處分の取消を求むるものなるときは行政裁判法第二十七條に所謂適法の手續に違背するものとす（五五六號、一八頁、四一、一一、二八日、行政）

一〇 第一種所得金額決定に對し異議あるときは不服の事由を具して審査を求むることを得べく若し其審査申立に基き與へたる決定に對し不服あるときは訴願又は行政訴訟を爲し得べきとは所得税法第三十六條乃至第三十九條の規定する所なり故に右手續に従ひ所得金額決定に對し審査を求めずして直ちに行政訴訟を提起するが如きは法律の許さざる所なりとす（五〇六號、一三頁、四一、一四日、行政）

一一 第三種所得決定通知に對し不服の申立を爲さんとするには其不服の事由を具して審査決定の請求を爲すべく尙ほ其審査決定に對し不服あるときは訴願又は行政訴訟を提起し得べき

ことは所得税法第三十六條第三十九條の規定する所とす（四八九號、一三頁、四一、二、一八日、行政）

一二 渡切經費を交付せられたる通信官署の局所長か其の指定せられたる費途を支辨するに當り一切の責に任ずるは通信官署經費渡切規則施行細則第二條第三條に依り明かなれば其の支拂殘額は當然該局所長の收入に歸す可きものにして而して此の殘額にして年年繼續的に生ずるときは第三種所得金額に計算すべきものとす（六二四號、一七頁、四二、一〇、二二日、行政三）

一三 第三種の所得は豫算を以て年額を算定すべきことは所得税法の規定する所なれば決定の當時貸金の存在せる以上他に特別の理由なき限りは之に對する所得を豫算すべきは當然なり（五〇六號、一三頁、四一、四、一五日、行政）

一四 未だ所得税法第三十六條に依り審査の請求を爲さず隨て同法第三十七條に規定せる所得金額の決定を経ざるものなるときは同法第三十九條により行政訴訟を提起することを得ざるものとす（五五七號、一七頁、四一、一一、二二日、行政）

一五 家族が戸主の營業場に同居し居る場合に於ては家族の所得額を戸主の所得に合算するも

不當に非ず(六二四號、一八頁、四二、一〇、二三日、行政三)

一六 鐵道營業に依りて收得する運賃は營業行爲の本源地なる搭載驛に於ける營業收入にして各停車場又は到着驛の收入に屬すべきものに非ず而して市町村が停車場の所得に對して所得稅附加税を賦課せんとする場合に於ける所得算出の方法は其鐵道營業全體に於て得たる總收入金と總所得金との歩合を各停車場の收入金に乘じ由りて得たる金額を其停車場の所得とするを以て至當とす(四九六號、二〇頁、四一、三、三一日、行政)

一七 所得決定後に係る減收が決定額の四分の一以上に達するときは所得稅法第四十一條に依り更訂處分を請求し得べきも之を以て決定を不當なりとするを得ず(六二四號、一八頁、四二、一〇、二五日、行政三)

一八 會計年度は會計上の特別規定に依り生じたるものにして法令に何等の規定なき第三種所得に適用すべきものに非ず而して第三種の所得金額決定は其年の所得全部に對し決定當時の現況に依りて算出すべきは所得稅法施行規則第二條に第三種の所得金額は(中略)決定當時の現況に依り所得稅法第五條の所得を除き之を算出すべしとあるに徴し明かなりとす(六〇五號、一五頁、四二、六、九日、行政三)

一九 明治三十二年勅令第七十八號所得稅法施行規則第三十二條第二項に「前項の決定金額は所得稅法第三十七條第三十九條第四十一條の結果に依るの外之を變更せず」とあるに由て之を觀れば一旦決定したる所得金額は濫りに之を變更して永く不確定の状態に置くを許さざるを原則とし唯例外として前示三個の場合に限り之が變更を許す精神なることを知るに足る(五二八號、二一頁、四一、七、四日、行政)

二〇 明治三十二年勅令第七十八號所得稅法施行規則第三十二條第二項に「前項決定金額は所得稅法第三十七條第三十九條第四十一條の結果に依るの外之を變更せず」とあるに由て之を觀れば一旦決定したる所得金額は濫りに之を變更し永く不確定の状態に置くを許さざるを原則とし唯例外として前示三箇の場合に限り之が變更を許す精神なることを知るに足る而して一旦政府が會社の所得額を決定し之に基き所得稅を徵收したる場合は第三十七條の場合にも該當せざるを以て何等法條の據るべきものなきに拘らず漫然誤謬訂正は行政上當然爲し得べき事なりとし訂正決定を爲したるときは其當を得たるものにあらず(五五六號、一七頁、四一、一二、二五日、行政)

二一 所得稅法施行規則第卅二條第二項に「前項決定金額は所得稅法第卅七條第卅九條第四十

一條の結果に依るの外之を變更せず」とあるに由て之を觀れば一旦決定したる所得金額は濫りに之を變更し永く不確定の状態に置くを許さざるを原則とし唯例外として前示三箇の場合に限り之が變更を許す精神なりとす(五九八號、一七頁、四二、五、一〇日、行政三)

國稅徵收法

一 國稅徵收法第三條の條件を具へたる抵當權を有する者は同施行規則第十二條の通知を受け及び權利を行使し得る地位に在るものとす又國稅徵收法第十二條の規定は國庫に損失を生ぜざらしめんが爲め無益の滯納處分をなさざらしむる趣意より出でたる者にして殘餘を得る見込なきときに滯納處分の執行を止むべき義務を規定したるものにあらず(五八二號、一七頁、四二、四、一七日、行政一)

二 國稅徵收法第十二條は國庫の損益を主とし無用の手數と費用とを省略する趣旨なるが故に差押當時と差押以後とを問はず苟くも財産の價格にして督促手數料滯納處分費及同法第三條に依る先取債權を控除し殘餘見込額なきときは滯納處分の執行を止むとの規定なるも同條は斯の如き場合に於ては當該官廳が滯納處分を遂行すべき義務なきことを規定したるに過ぎず

して私人に權利を與へ又は私人の權利を保障したるものにあらず又差押及公賣執行の通知は官廳か之を爲すべき義務なきものとす(五五一號、一八頁、四一、一一、一〇日、行政)

酒類諸稅則

一 酒造稅法第十三條は酒類製造者に納稅保證として保證物を提供すべきを命令し造石稅の徵收を容易ならしむるの目的に出でたるものなれば前後各別に保證物を提供したる場合に在りても製造者の納稅義務全部を擔保するものと解釋するを相當と爲す(四八五號、一五頁、四〇、一一、二二日、行政)

二 偽造の納稅保證書に基く酒造稅金の徵收は酒造稅法第十六條の適用を誤りたるものとす(五七五號、一八頁、四二、三、二三日、行政一)

三 課稅處分と刑事事件とは全く別箇獨立のものなれば裁判確定を俟たずして課稅したるは不法に非ず(五〇三號、二〇頁、四一、三、三二日、行政三)

四 多數の雇傭を使役して酒類を製造し日夜之れを販賣する酒類釀造業の如きものに在りては反對の證據なき限りは營業主が其の營業場所所在地に於て一月を構ふるものと認定するを當然

とす(五〇五號、一二頁、四一、四、一三日、行政)

五 清酒に甘精を混和したることは其風味を變じ他の飲料をなすものなれば酒精及酒精含有飲料税法に所謂酒精含有飲料を製造したるものと爲さざるを得ず(五一五號、一五頁、四一、四、二八日、行政)

六 酒造税法に於ては實際製造營業を爲す者の誰たるを問はず政府の免許を受けたる者を以て製造營業人と認むべきものとす(四九〇號、八頁、四一、三、二六日、大審刑)

七 豫め申告しある仕込高以外に於て或方法を以て白酒を密造したる者ある場合に於ては該所爲は酒造税法第二十四條に所謂不正の行爲に該當し之に因りて査定を免れたる事實の判示ある以上は罪となるべき事實を明示せずして前示法條を適用するも不法に非ず(五七六號、一五頁、四一、六、四日、大審刑一)

八 泡盛を製造するには普通蒸米四斗五升に種麴二合を混和し之に水四斗を入れ醱酵蒸溜するものなれば泡盛の原料は種麴、蒸米及び水の三者にして焼酎として要する法律所定の原料を具備するものとす又酒造税法には單に麴とありて其黴菌の種類に因る區別を設けざれば總ての麴を包含すと解せざる可らず又既に蒸米を用ふる以上は種麴と混和し一種の麴と成るとも

是唯醸造順序の一階段に過ぎざれば之を以て蒸米は原料に非すと云ふを得ず尙又煎粟は一種の色と辛味とを附加する爲め蒸溜後投入するものにして之が爲め焼酎たる性質を變じて他の酒精含有飲料と云ふを得ず(五七六號、一七頁、四一、四、一六日、行政三)

九 酒精受拂帳に於ける收税官吏の認印は單に檢閲を證するに止り其記載の正確なるを證するものに非ず(五七六號、一七頁、四一、三、二三日、行政三)

一〇 税法中造石税に基き罰金額を定めたる場合に於て造石税額に一錢未満の端數あるときは明治四十年法律第三十一號第一條に依りて之を切捨て以て造石税額を定め而して後之に基き罰金額を算定すべきものとす(六一七號、一六頁、四一、一、二、四日、大審刑一)

一一 國家の機關に依り私法的行爲を爲したる場合には私法上の責任を負はざるべからずと雖も官吏が國家の機關として公法的行爲を爲すに當り故意若くは過失に因り一私人に損害を蒙らしむるとあるも法令に特別の明文ある場合の外國家は私法上の責任を負はざるを原則とす而して稅務署が酒造業者より納稅保證を提供せしめ若し其保證物が土地建物なるときは抵當權設定の登記を登記所に囑託し滯納處分を執行するに當り保證物を公賣して税金の徵收を爲す如き行爲は純然たる公法的行爲なり(五一四號、一二頁、四一、五、一五日、長崎控訴民)

- 一二 酒造税法施行規則第三十七條に依り收税官吏が酒造用原料品の検査を爲すは其目的之を使用するに先だち其數量を確定し酒類の製造に關して不正の行爲を爲すを防止するにあるものなれば一旦検査を受けたる醗に水を混和したる場合と雖も收税官吏より酒造用原料品の検査を受くべき旨を命ぜられたるときは酒類製造業者は其使用前新たなる酒造原料品として更に之が検査を受くることを要するものとす(五二九號、二〇頁、四一、一〇、一三日、大審刑)
- 一三 酒精及酒精含飲料税法は酒精含飲料に付其製造の原料を限定せざるが故に酒精又は酒精を含有する液體に他物を混和すると將た他物のみを混和するとを問はず苟も免許を受けずして酒類以外の酒精含飲料を製造したるものは同法第十五條の犯罪を構成す(五〇〇號、九頁、四一、五、一八日、大審刑)
- 一四 酒精含飲料の製造が雇人が清酒の製造販賣の業務執行中雇主の計算の爲めに爲したる所爲なるときは雇主に於て其納税義務を負擔するを當然とす(五一五號、一五頁、四一、四、二八日、行政)
- 一五 清酒が「フオルムアルデヒット」含有の爲めにする廢棄處分は人爲の行政行爲にして所謂災害にあらざることとは何等説明を要せずして明かなり(五一七號、一八頁、一四、六、二〇日、行政)

日、行政)

- 一六 免税を受けずして酒精を製造するに於ては縱令飲料に適せざるものなりとするも酒精及酒精含飲料税法第十五條の犯罪を構成すべく其原料の尼斯にして飲料に適せざるを以て同罪を構成せすと云ふことを得ず但し工業用の酒精に付ては工業用酒精酒類其他酒精含飲料戻税法同施行規則に特別の規定あり命令の定むる所に依り命令の定むる特種の工業用に供する場合に非ざれば免税の恩典に浴すべきものに非ず(四九二號、八頁、四一、四、六日、大審刑)
- 一七 工業用酒精其他酒類酒精含飲料戻税法第六條の犯罪は犯人が税金の下付を受けたる時を以て既途となるべきものに非ずして政府に對し相當の方法を以て税金の下戻を求むる意思の表示を爲したる時を以て完結し犯人が現に税金の下戻を受けたることを必要とせず(四八四號、一一頁、四一、二、二〇日、大審刑)
- 一八 沖繩縣酒類出港税則第十條は荷主若くは船長自から違反行爲を爲したる場合に適用すべき法條に非ずして荷主船長の親族其雇人若くは囑託を受けたる者又は乗組員等が違反行爲を爲したる場合に適用すべき法條なりとす(四八一號、七頁、四一、二、一四日、大審刑)

間接國稅犯則者處分法

- 一 間接國稅犯則者處分法に依り犯則者に對し罰金の通知を爲し其通告に應ぜざるとき告發を爲すことは税法違犯罪の構成要件に非ずして所謂訴訟條件に屬し之を裁判所に訴追する場合に於て履踐すべき手續たるに外ならず而して訴訟條件の備不備は受訴裁判所に於て之を審査して其條件完備せるものと認めたるときは其訴訟を受理審判するのみを以て足り之を判文に記載して其條件の完備せることを明示するの必要なきものとす(四八四號、一一頁、四一、二、二〇、大審刑)
- 二 間接國稅犯則者に對する告發の權は犯則事件發見地の稅務署長に屬すること間接國稅犯則者處分法第十一條第十四條等に依り明かなり而して犯則事件の發見地とは犯則事件の事實が當該官たる收稅官吏に發覺したる場所を謂ふ(四八五號、一三頁、四一、二、二七日、大審刑)
- 三 酒造税法違犯者が間接國稅犯則者處分法第十四條所定通告の旨を履行する資力を有するや否を認定するは一に當該官吏たる稅務署長の職權に屬す而して當該官吏が犯則者に於て其資力を有せざる旨の認定を爲したるときは其有無に付き適當の調査を遂げたるものと認むるを

相當とす(六二二號、二〇頁、四二、一二、二一日、大審刑一)

- 四 間接國稅犯則者處分法第十四條を按ずるに其條文に「犯則の心證を得たるときは其理由を明示し」云々とあるは心證を得たる所以の理由を明示すべしとの謂に非ずして罰金料料等を納付するに至れる所以の理由即ち納付の基本たる犯則事實並に其該當する法條を明示して通告を爲すべしとの謂なることは前記法文の全體に徴して明なり(五〇一號、一一頁、四一、五、二一日、大審刑二)
- 五 間接國稅犯則者に對する告發の手續は刑事訴訟法の普通規定に依るべきものにあらざして間接國稅犯則者處分法の特別規定に従ふと論を俟たず而して處分法には收稅官吏をして告發書に自署せしむべき規定なければ其自ら署名せざる告發書と雖も固より無効にあらず(五三八號、一七頁、四一、一一、二六日、大審刑)
- 六 間接國稅犯則者處分法第十七條に所謂「通告を受けたる日より七日以内」とは通告を受けたる當日より起算して七日以内の謂なり(五七六號、一五頁、四二、六、四日、大審刑一)
- 七 税法違反に關する犯罪行為を數人相共に行ひたる場合と雖も其犯罪に因る責罰は單に其中の一人にのみ之を科し又は犯人各自に其責罰の一部つゝを科すべきものにあらざして各犯人

に對し何れも其全部を科すべきものなり(五二三號、二〇頁、四一、七、二日、大審刑)

印紙税法

- 一 印紙税法第四條規定の送狀とは第一荷送人が運送人に交付し貨物と共に送附する書面なること第二貨物の種類員數送先並に運送の方法を記載したる書面なること第三荷送人と運送人との間に於ける運送契約より生ずる權利關係の全部又は一部を證明する書面なることを要するものとす(五六三號、一二頁、四一、一一、二二日、東京區)
- 二 印紙税法に所謂賣買仕切書とは如何なる證書を指稱するやを案ずるに同法中直接之れが意義を説示したるものなきも少くとも賣買當事者の一方より其相手方に通知する爲め賣買を結了し其決算を表明する文書に非ざれば之れを賣買仕切書なりと云ふを得ずと解するを妥當とす(六一三號、二〇頁、大阪控訴刑一)

相續税法

- 一 相續税法第十六條は課税價格の決定に對し不服あるものは訴願又は行政訴訟の一を選択するを得ることを規定したるに過ぎずして行政裁判法第十七條に所謂特別の規程として見るべきにあらず(五五六號、一八頁、四一、一二、八日、行政)

非常特別税法

- 一 非常特別税法第八條の二の第三號は賃織場より賃織依頼者に織物を引渡す場合には消費税を納付せずして織物の移出を爲すことを得る旨を定め其第十一條は前記の場合を除く外凡て織物製造業者は消費税を納付せずして織物を他に引渡すことを得ざる旨を定めたるものなり(五三二號、二二頁、四一、一〇、二六日、大審刑)
- 二 非常特別税法第八條の二第一項第三號に所謂賃織依頼者とは營業人に限り自用者は之を除外したる趣旨なりと解するを相當なりとす而して織物製造者が他の製造業者の依頼を受け製造したる賃織物に付ては賃織業者及び依頼者共に之が爲に商業上の利益を得るものなれば斯る場合には前示法條第二項の規定により賃織物の移出先の營業人を以て製造者と見做す以上は其者より織物の消費税を納付すべきは當然にして同一織物に付き賃織業者に對しても課税

すべき謂れなし然るに賃織業者が自用者の依頼を受け織物を製造したる場合は賃織業者の外他に商業上利する者なきを以て同税法の規定上其者より織物の消費税を納付するにあらざれば其引渡を爲すことを得ざるや論なし又同法第六條及び第十二條但書に所謂自用に供する織物とは製造者が自己又は其職工に用ひ製造する自用の織物を指稱し織物製造業者が他の自用者より賃織の依頼を受け製造したるものをも之に包含せしめたる趣旨にあらざることとは右法文の解釋上明なり(五二三號、一九頁、四一、九、六日、大審刑)

三 織物税は移出の都度其價額を査定し之を標準として課税を爲す可き者なり故に税務官が實際上豫じめ織物の價額を定め爾後其價額を標準として課税を爲し來りたるの事實ありとするも要するに課税の手續を簡約ならしむるを目的とする取扱上の便宜に出でたるものにして納税義務者は税務官の指定したる價額に従ひ納税を爲すべき既得の權利を有するものにあらずるを以て納税官の認可を経既定の價額を標準として税金の納付を完了したるときは納税の義務を果したるものにして何等の責任を負ふことなかるべしと雖も納税官の認可を経ずして移出したる他の織物に付き納税官の豫じめ定めたる價額を以て納税を爲すの既得權ありと主張することを得ず是等の織物に對しては非常特別税法に定めたる所に従ひ其實際の價額に基づ

きて税額を算定し罰金額を確定せざるべからず(五二六號、二〇頁、四一、九、二八日、大審刑)

四 織物消費税を納付すべきものは織物製造の依頼を受けたる製造者にして其の依頼者にあらずること明かにして納税織物製造者において其の依頼者にあらずる以上は其の依頼者に對し非常特別税法第十條の如き規定を設け同法第十七條の一の制裁を加ふるの非理にして且つ其の要なきと明かなるを以て同法第十條の規定は織物の販賣を業とする者に關する規定にして販賣者にあらずる一私人に關するものにあらずと解するを相當とす(五二八號、一九頁、四一、一〇、六日、大審刑)

五 非常特別税法第十條には第六條第八條の一第八條の二又第八條の三に該當する場合の外消費税納付前に於ては製造場税關又は保税倉庫より織物を引取ることを得ずとありて同條に所謂織物とは外國より輸入したる毛織物以外の織物のみを指稱し内國製の毛織物以外の織物は之を除外したる制限的文詞あるとなければ織物は其外國より輸入したる者なると内國製の者なるとを問はず總て之を包含せしめたるものとす故に右織物の消費税納付前之が引取人は前示第十條の規定に違背し又製造者に於て之を他に引渡し若くは製造場外に移出したるときは同第十一條の規定に違反することは右條文上寔に明なれば引取人及製造人の行爲は共に同法第

十七條の一の第四號に該當し何れも同第十七條の一の制裁を免るることを得ざるや論を俟たず而して織物の消費税納付前之れを引取りたる場合に於ては假令引取人が織物販賣業者なりと雖とも其織物を販賣せざる限りは單に織物を引取り所持したるのみを以て別に同第十七條の三に規定せる犯罪を構成すべきものにあらず何となれば他人より織物を引き取りたる場合は引取行爲中には引取人の所持をも自ら包含せるを以て別罪を構成すべき謂れなければなり(五七九二、一七頁、四二、六、一八日、大審刑一)

六 非常特別税法第十二條に所謂織物の製造とは其文理の示す如く現に原料に勞力を加えて種類の織物を製作することを意味するを以て法律に例外の規定ある場合の外は織物の製造者に於いて政府に申告を爲すの義務あるや論を俟たず而して同法第八條の第一項第三號には「賃織場より賃織依頼者に織物を引渡すとき」とあり第二項には移出先を以て製造場所と看做し移出先の營業人を以て製造者と看做す」とあり此規定に依るときは織物の賃織者が營業者の依頼に依りて織物の製作を爲す場合に於ては移出先の營業人を以て製造者と看做すの結果賃織者は届出の義務を免かれ依頼者に於て此業務を負擔するものなることは洵に明確なりと雖も賃織者が營業人にあらざる自家川依頼者の注文を受けて織物の製造を爲す場合に付きては同

法中別段の規定なきを以て第十二條の原則に従ひ其製作者たる賃織者に於て届出の手續を爲さざる可からず(五五九號、一七頁、四二、二、八日、大審刑)

七 非常特別税法第十七條の一の第三號に「第八條の二に依り移出したる織物を其定められたる移出先に移入せず又は消費したるとき」とありて其の所謂移入せずとは承認以外の移入先に織物を現實に持行き承認せられたる場所に移入せざる場合を謂ふものとす又消費税未納の織物を賣渡して以て承認せられたる場所に移入せざる場合をも謂ふべきは其法文に徴して明なり而して其所謂消費とは廣く處分行爲を謂ふものにして只單に織物を消用して滅盡する場合のみを謂ふに非ず(五三八號、一七頁、四一、一一、二六日、大審刑)

關稅法

一 稅關官吏の作成する訊問調書に付ては關稅法第九十三條に其作成に關する特別の規定ありて刑事訴訟法の規定に従て作成するものに非ず而して其第九十三條には所屬官署の印を押捺すべき旨の規定なきを以て訊問調書に廳印を押捺しあらざるも其調書は無効に非ず(五九〇號、一六頁、四二、七、三〇日、大審休暇)

二 舊刑法第四十七條の規定は數人共犯に係る裁判費用贓物の還給損害の賠償に關するもの又民法第七百十九條の規定は數人共同の不法行爲に基く損害賠償に關するものなれば懲罰の性質を有する徴收金に之を適用すべきものにあらざる而して關稅法第八十三條には「本法に依り沒收すべき貨物は犯則當時の所有者の所有に屬する間は之を沒收し既に讓渡若くは消費したるときは其價格に相當する金額を犯則者より徴收す」とありて犯則者多數ある場合に於ては犯則者をして連帶納付せしむる旨を規定しあらざるを以て各犯則者間に連帶債務者の關係を有せしむる法意にあらざること明かなり又右相當價格の徴收は一の懲罰なるを以て民法上の債務を以て之を自すべきものにあらざること勿論なれば民法第四百二十七條の法則に準據すべき限りに非ず然らば則ち關稅法第八十三條の規定は數多の犯則者ある場合に於ては各犯則者をして各々獨立して同條所定の價格全部を納付せしむるの法意なりと解せざる可らず（五〇四號、一三頁、四一、六、九日、大審刑）

行政裁判法及訴願法

一 行政裁判法第十七條第一項の制限は同條第三項にも適用せらるべきものにあらざるは條文

上明らかなれば土地收用法に於て別段の規定ある場合に於ても亦右第十七條第三項の制限を受くべきものと云はざるを得ず而して右第十七條第三項は一方の救済方法を求めたるものは他の救済方法を求むるを得ずとの旨趣なれば土地收用法第八十一條の如く訴願訴訟兩途の許されたる場合に於ては二者其一を選ぶべきものなりと云はざるを得ず（六〇一號、一八頁、四二、六、八日、行政一）

二 行政裁判法第四十一條には召喚の期日に於て原告若くは被告若くは第三者出延せざることあるも行政裁判所は其審判を中止せずとありて民事訴訟法の關席判決に關する規程を適用すべきものにあらす（五二五號、二〇頁、四一、六、一三日、行政）

三 行政裁判所の裁判に對しては再審を求むることを得ざるものとす（五七六號、一七頁、四二、四、一五日、行政二）

四 行政裁判所の確定判決が當事者を羈束するの效力あるは勿論法律上之に對し再審を爲すを許されば其後に至り假令其憑據となりたる事實が刑事上罪となるべき事實にして請求者に請求權なかりし事實確定したりとするも是れが爲め確定判決の效力に何等の影響を及ぼすべきものにあらす（六一〇號、一五頁、四二、一一、二日、大審刑一）

五 行政訴訟は法律勅令に特別の規定あるものを除く外地方上級行政廳に訴願し其裁決を経たる後にあらざれば提起するを得ざるは行政裁判法第十七條の明示する所にして法律勅令に特別の規定なきものなるときは之に對し直に出訴するを得ざるものとす(五四八號、二〇頁、四一、一〇、三一日、行政)

六 違法の命令は固より無効にして之れに服従すべき限に在らざれば之れを以て免責の理由と爲すに足らず(五四一號、一九頁、四一、一〇、七日、行政)

七 明治廿五年四月勅令第卅二號に所謂裁定は退隱料遺族扶助料支給の請求を許否する處分を爲すに當りて爲せる認定を云ふものにして此の裁定は終審確定のものなれば之を動かすことを得ず(四八六號、一四頁、四〇、一一、二日、行政)

八 苟も決定案其者にして自己に關するものに非ざる以上は假令其基因たる犯罪が自己に關係あればとて之を以て自己の一身上に關する事件と謂ふを得ず(五二八號、二二頁、四一、七、一〇日、行政)

九 海面埋立工事は水利土木に關する事件にして明治二十三年十月法律第六六號に依り訴權ありとす(五二四號、二二頁、四一、一〇、一五日、行政)

一〇 煙草賣上金額確認及補償金交付の請求の如きは法律勅令中出訴を許したる規定なきを以て行政訴訟を提起するを得ざるものとす(五四一號、二〇頁、四一、九、二二日、行政)

一一 請求地に付き不許可の處分を受けたるものに非ざるときは訴訟を提起し得ざるものとす(五六五號、一七頁、四二、二、六日、行政)

一二 行政訴訟は法律勅令に特別の規定ある者を除く外地方行政廳に訴願し其裁決を経たる後にあらざれば提起するを得ざるは行政裁判法第十七條の明示する處にして抵當不動産公賣所分取消の請求の如きは法律勅令に特別の規定あるものに非ざれば直に出訴するを得ざるものとす(五四二號、二二頁、四一、一〇、二〇日、行政)

一三 公有海面變更處分に對し其の取消を求むる爲め行政訴訟を提起し得るの規定なきが故に之を許すべきものに非ず(五〇三號、二〇頁、四一、三、一九日、行政)

一四 部分木下戻訴訟を提起するには先づ下戻の申請を爲し其處分に對して爲すべきものにして該申請を爲さざるときは訴訟を提起することを得ざるものとす(五〇三號、二二頁、四一、四、四日、行政)

一五 行政訴訟は行政廳の違法處分の取消又は變更を求むるを目的とすべきものなれば其行政

廳を被告とすべく利害の關係ある一私人を被告とすべきものにあらず(五六五號、一七頁、四二、一、二九日、行政)

一六 補正期間を経過したる後に於て提起したる訴は不合法なりとす(四八四號、一三頁、四〇、一一、五日、行政)

一七 訴狀訂正は訴訟目的の範圍内に於て事實上の誤記と更正したるに過ぎざるときは之を訂正と認むるを相當とすべく新なる請求と論するは至當にあらず(五一五號、一四頁、四一、四、二五日、行政)

一八 三重縣令第三十八號に依り或地域に於て營業を爲すことを禁止せられたる場合に於ては該縣令は營業免許の取消處分に外ならざるを以て之を違法とし因て以て權利を害せられたりとする者は明治廿三年法律第百六號の第三に依り出訴し得べきものとす(五八二號、一七頁、四二、二、二二日、行政三)

一九 所得金更訂請求を棄却したる決定に對しては審査請求を爲し其の裁決を経たる後に非ざれば行政訴訟を提起すること能はざることを規定したる法規なければ普通の手續に従ひ訴願を爲し其の裁決に不服なるときは明治二十三年法律第百六號第一條に従ひ行政訴訟を提起し

得可しと解するを相當とす(五八七號、一五頁、四二、四、三〇日、行政三)

二〇 潜水器採捕業は一種の營業にして其停止は一時の營業取消と認むべきものなれば明治二十三年法律第百六號に所謂營業免許の取消に該當するものとす(五一五號、一五頁、四一、四、二八日、行政)

二一 土木請負業者が自宅を給與して賭博を爲さしめ且つ巡查踏込みの際逃走し又は巡查を毆打して重罰禁二十日の判決を受けたる事實あるときは警察署長は其土木請負の免許を取消すことを得るものとす(五〇三號、二二頁、四一、三、三一日、行政)

二三 従來の慣行上醫師は營業者と看做さるるを以て特に之を營業者と爲す法規なき以上は營業者に非ずと解するを相當とす隨て醫師開業免許取消は明治二十三年法律第百六號第三條に所謂營業免許取消に該當せざるものとす(五一〇號、二二頁、行政)

二四 土地を貸付及び付與したるは錯誤に出でたるものなるときに於て該處分の取消を爲すは職務上當然の處置なりとす(五一五號、一六頁、四一、四、二五日、行政)

二五 公圖上道路を以て區分せられたる土地は特別の表示なき限り箇々別異の土地と見るべきは當然なりとす(五一五號、一五頁、四一、四、二七日、行政)

- 二五 契約當事者の事後に作成したる證明書を以て當該官吏の復命及び係争山林所在地村長の回答を參酌調査して爲したる所得審査委員會の決議を翻すべき反證と爲し難きものとす(五六九號、一七頁、四二、三、八日、行政三)
- 二六 稅務署に於て既に賦課處分に基く徵收濟の税金を送還したる以上は縱令造石數の査定存在するも査定は賦課の手續にして賦課其ものに非ざれば之に對して行政訴訟を提起し得ざるものとす(四八九號、一三頁、四一、二、一三日、行政)
- 二七 町村有財産使用の權利に關せざる舊庄屋役地の個人名義あるもの、登記取消を求むるものは法律勅令中行政訴訟を許したる規定なし(四八九號、一三頁、四一、二、一四日、行政)
- 二八 村稅滯納處分に對し地方上級行政廳に訴願し其裁決を経ずして行政訴訟を爲すことを得ず(四八九號、一三頁、四一、二、一八日、行政)
- 二九 法定期間内に下戻申請を爲したるものに非ざる場合に於ては官有地下戻不許可處分に對して行政訴訟を許す可きものに非ず(五八七號、一五頁、四二、五、一四日、行政三)
- 三〇 耕地整理發起認可の取消を求むる訴訟は不適法として却下さるべし(四八九號、一四頁、四一、一、二七日、行政)

- 三一 官有地の貸下又は山林の拂下の如きは國家が私人と對等の關係に於て之を爲すものなりと雖も其貸下又は拂下を許可するが如きは純然たる公法上の處分に屬し此處分ありて初めて國家は私人と對等の關係に立つものと謂はざる可からず而して其貸下又は拂下を出願する行爲は公法上の處分を惹起すべきものなるは勿論なりと雖も貸下又は拂下の許可が行政行爲に屬するの故を以て出願行爲も亦行政行爲に屬すと云ふべからず(五四七號、一八頁、四一、二、二三日、大審民)
- 三二 豫戒命令の取消に付ては行政訴訟を許したる規定なきが故に之を許すべきものに非ず(五七五號、一八頁、四二、三、二五日、行政一)
- 三三 郡參事會に訴願を爲すに當り三名以下の總代人を選任せざりしときは其訴願は訴願法第七條第一項の規定に違背し同法第九條第一項に所謂適法の手續に違背するものなり(六二四號、一七頁、四二、一〇、一四日、行政二)
- 三四 訴願第八條に依れば其期限を宥恕すると否とは行政廳の職權に屬するを以て行政廳が宥恕すべきものとして期限經過後に訴願を受理裁決するも不法なりと云ふを得ず(五八一號、一七頁、四二、四、二七日、行政二)

- 三五 税務署長の處分に對して起訴せんとするには税務監督局長に對して訴願を爲したることを要するものとす(六〇七號、一八頁、四二、六、二三日、行政三)
- 三六 税務署長の滞納處分に對する訴願の期間は訴願法第八條第一項に依り處分を受けたる日の翌日より起算すべきものとす(四八五號、一四頁、四〇、一一、二二日、行政)

國有土地森林原野下戻法

- 一 地租改正處分の結果官有地となりたるものに對しては國有土地森林原野下戻法第一條に依り行政訴訟を提起することを得るものとす(四八九號、一二頁、四一、二、二二日、行政)
- 二 碑文は國有土地森林原野下戻法第二條第一號の公書公簿にあらざれば之に依り土地の所有を證するに足らず(六〇一號、一八頁、四二、六、一〇日、行政一)
- 三 國有土地森林原野下戻法第二條二には「高受又は正租を納めたる證あるもの」とあれば其明文よりするも高受を以て所有の證と認め得べきのみならず同法及其施行法に關する議事の際及び其後に於ける政府の説明に依るも既に村高中に算入せらるゝ以上は高受の體様が小物成たる否とを問はざるは同法の精神なること明なるを以て山役が高受の租税なる以上は之を

以て所有の證を認むるを相當とす(五八七號、一六頁、四二、五、一三日、行政一)

- 四 或土地より出でたる野錢が村高に入る以上は其土地は高受地なりとせざるを得ずして國有土地森林原野下戻法第二條には高受又は正租云々とありて縱令正租を納めざるも高受なるときは所有の事實を認むべきものなること明らかなり(六〇五號、一六頁、四二、六、一日、行政一)

- 五 高受の租税に相當する山錢は國有土地森林原野下戻法第二條第二號に該當するものとす(五七〇號、一七頁、四二、三、二〇日、行政一)

- 六 高受の租税なる野錢は國有土地森林原野下戻法第二條第二號の規定に該當するものとす(五八二號、一七頁、四二、四、二〇日、行政一)

- 七 係争地の立木が或者の所有たること明かなるときは國有林野下戻法に依り其者に下戻すべく苗木植付云々を以て其者の請求を拒む理由となすを得ざるものとす(五五五號、一七頁、四一、二二、一四日、行政)

- 八 國有土地森林原野下戻法に依り主務大臣に山林下戻を申請したるものは主務大臣の之に對する下戻許可處分に依り始めて其山林の所有權を取得し此の時まで國有たりしものが變じて

民有に歸するものなることは同法の解釋上疑なき所とす(五九〇號、九頁、四二、六、三〇日、東京地方民三)

九 國有土地森林原野下戻法は地租改正處分若くは土地處分に依り官有地に編入せられたるものに對し出訴を許したるものなり然るに係争地を官有と爲したるは明治元年八月第六百四十六號布告及同年九月第七百八十四號布告「郭中屋敷は家作共被召上候事郭外屋敷地は被召上家作の儀は云云」に依り特に幕臣に對し爲したる官沒處分なるときは國有土地森林原野下戻法の所謂土地處分として見るべきものにあらす(五五六號、一七頁、四一、一二、一五日、行政)

一〇 國有土地森林原野下戻法に依り行政裁判所に出訴し得る者は同法第六條に依り不許可の處分を受けたる者ならざるべからず(五一五號、一四頁、四一、五、一四日、行政)

一一 山林下戻申請不許可の處分に對し行政訴訟を提起し得るものは其不許可の處分を受けたるものに限るとは明治三十二年法律第九十九號國有土地森林原野下戻法第六條の規定する所なるに下戻不許可の處分を受けたる者に非ざる者より提起したる訴訟は不適法なり(四八四號、一三頁、四〇、一一、四日、行政)

一二 民有地編入願に對する不許可の指令は以て係争地に對する官民有區分の査定を爲したる

ものと謂ふを得ず(五一六號、一七頁、四一、五、一五日、行政)

一二 土地の官民有の區分明確にして査定を要すべき場合にあらざること論争するは亦査定處分に對して不服を訴ふるに外ならず又官有地と民有地の境界査定處分に因りて兩地の所有權の及ぶ範圍に消長を來たす結果を生ずるは當然なるを以て或者の土地所有權を主張して他の人の建設したる標柱を變更せしめんとする請求は境界査定なる行政處分を争ふものなり(五〇一號、一四頁、四一、五、一三日、大審民)

一三 大小林区署が官民有土地の境界査定處分を爲すに當り隣地所有者町村吏員の立會及び關係者に通告を爲すべき手續を遵守せずして査定處分を爲したりとするも是を以て右處分を査定處分に非すと云ふを得ず(四九〇號、一九頁、四一、二、一七日、東京控訴民)

一四 土地の共有者は其持分の下戻を請求することを得べく又國家と人民とが土地を共有するを得ずとの理なければ之を爲すに妨げなきものとす(五一〇號、二〇頁、行政)

一五 民有地編入願に對する不許可の指令は以て官民有區分の査定を爲したるものと云ふを得ず(五一六號、一七頁、四一、五、一五日、行政)

一六 主として民有地整理の爲めに調製せしめたるものなるときは官民有地の境界に對し唯一

の根據となすを得ず(五五八號、一八頁、四一、一二、二五日、行政)

一七 地押調査圖は主として民地整理の趣旨を以て調製せられたるものなれば之を以て官民有境界を定むる唯一の根據と爲すを得ず(六〇五號、一五頁、四二、六、五日、行政二)

一八 國有山林の下戻申請に付申請人が行政裁判所の判決に基き下戻山林に對し所有權を取得するに至るは勝訴判決の確定に依り直ちに之を取得するに非ずして勝訴判決の確定が主務官廳を羈束するの結果主務官廳が所謂下戻なる行政處分を爲すに因り始めて之が所有權を取得するものなり(六一九號、一三頁、四二、一一、一八日、神戸地方民二)

一九 本租は毛上税御林下草永とも併記せらるるのみならず高外の小物成にして小物成は通例雜税なり又百姓山又は百姓持山なる文字は毛上の權利を有する山林に對しても使用することあれば之を以て地盤の所有を認め難し尙御林は藩の直營する山林の義にして此以外の山林は民有なることを意味するものに非ざるを以て御林に非ざるの故を以て民有なりと云ふを得ず(五八一號、一七頁、四二、四、二九日、行政一)

二〇 高外の小物成が普通正租にあらざることは何れの地方に於ても相同じき所にして山畑役か高外の小物成なるときは山畑役を納めたりとの事實は直に以て土地所有の證と爲すを得ず

(五四七號、一九頁、四二、一〇、二〇日、行政)

二一 辰年免定の錢一貫四文山手役は何れの山に關する納税なりや明かならざるのみならず外書に記載せられたる高外の小物成にして正租と認め難し(五四二號、二二頁、四一、一〇、二二日、行政)

二二 外書に記載せられたる高外の小物成に過ぎざるものは正租と認め難し(五五一號、一七頁、四一、一一、五日、行政)

二三 秣米は外書の小物成なるを以て直ちに之を正租と認め難し又御林以外の山林は總て民有なりと斷定し難きを以て御林より除外せられたりとの事實は未だ以て民有の證となすに足らず(五五一號、一八頁、四一、一一、二二日、行政)

二四 小物成は通常地盤に對するものにあらざれば正租と認め難し(五六五號、一七頁、四二、二、三日、行政)

二五 外書小物成は之を正租とするを得ず又口米は必ずしも正租にのみ賦課するものに非らず(五九八號、一七頁、四二、五、二四日、行政三)

二六 高外の小物成は普通雜租に屬するを以て正租と云ふを得ず又山札役を徴して他村に入會

を許し私費を以て樹木を植栽し野火を防禦し又は地盤の所屬を争ひ又は他領人民の侵入を排斥せんが爲め訴訟を提起したる事實の如きは毛上採取権者も亦爲し得る所なれば之を以て所有の證と爲すに足らず(五九九號、一五頁、四二、五、三一日、行政三)

二七 所謂御年貢山は舊上ノ山藩に於ては單に下枝雜木の採收のみを許したるものに過ぎざるを以て御年貢山は民有に非らず(五六五號、一八頁、四二、二、一八日、行政)

二八 奥山年貢は男一人に付若干の割合を以て納めたるものにして毛上採取料と認むべく地盤に對する正租と認むるを得ず(五五六號、一八頁、四一、一二、五日、行政)

二九 秣永又は山税は必ずしも正租にあらざるを意味するものにあらず(五四七號、一九頁、四一、一〇、二九日、行政)

三〇 外書又は高外の山御年貢は正租と認められざるものとす又立木の伐採を爲したる事實のみを以て所有權の效果なりとするを得ず(五二八號、二一頁、四一、七、七日、行政)

三一 御年貢山は必ずしも民有に非ず(四八五號、一五頁、四〇、一一、二二日、行政)

三二 文化十一年成立の年貢割付帳に記載しある柴山年貢は或土地に對して納付したるものとするも外書に屬し雜税と伍しあるときは正租と見るを得ず(五四一號、二〇頁、四一、一〇、三

日、行政)

三三 山役は必ずしも雜税にあらず又苧山は其草山なることを示すに過ぎずして之を以て毛上權の讓渡と斷定するを得ず(五一七號、一八頁、四一、六、二五日、行政)

三四 山役が免定狀若しくは御物成狀等の何れにも外書に記載しあるときは直ちに正租と認め難し(五五七號、二七頁、四一、一一、二二日、行政)

三五 年貢地は必ずしも私有に非ず(六〇五號、一六頁、四二、六、一九日、行政一)

三六 本高の外書に屬する草野年貢及山年貢は正租なりと云ふことを得ず又地上の立木を採收し若しくは炭燒營業を許可する如き行爲は單に毛上採取權を有する場合に於ても之を爲し得べきものなるに依り其土地の私有を證するに足らざるものとす(六〇六號、一八頁、四二、七、三日、行政一)

三七 山税は必ずしも正租と云ふを得ず又立木の賣却は管理者に於ても爲し得べき行爲なるを以て地盤所有の證と爲すに足らず(六〇五號、一六頁、四二、六、二二日、行政三)

三八 口永は必ずしも正租のみに付すべきものと云ふを得ず(五九八號、一八頁、四二、五、二二日、行政二)

三九 村高の都合に依り往々地盤に關係なき毛上收穫のみに對する租税又は全く土地に關係なき租税と雖も高入とせらるゝことあれば山役が村高中に算入せらるゝ事實のみに依り之を地盤に對する租税なりとして高受地なりとし其土地を所有せしものなりと斷定するを得ず(五四七號、二〇頁、四一、一〇、二九日、行政)

四〇 村高の都合に依り往々地盤に關係なき毛上收穫のみに對する租税又は全く土地に關係なき納税をも高入とせらるゝことあれば野錢が村高中に算入しある事實のみに依り直に之を地盤に對する租税として其土地を所有せしものと斷定するを得ず(五四八號、二〇頁、四一、一、五日、行政)

四一 野錢永は常に正租にあらずと云ふを得ず(五五一號、一八頁、四一、一一、一〇日、行政)

四二 野錢が何れも外書なるときは正租と認むるに由なく村高の都合に依り地盤に關係なき毛上收穫に關する租税と雖も村高に算入せらるゝとあるを以て此のみに依り土地の所有の事實を認め難し(五六三號、一七頁、四一、一二、一九日、行政)

四三 村が或土地に對し地盤に對する租税を納め公然山手米を徴して他村に入會を許したる事實明かなるときは其土地を所有したるものなりと認むるに充分なりとす(五五七號、一八頁、

四一、一二、一九日、行政)

四四 山手米を徴收して他に入會を許したるが如きは土地管理者に於ても爲し得ることなるに依り之を以て所有を認め難し又持山なる文字は必ずしも所有を意味するものにあざれば直ちに此の掲載に依り所有の事實ありと斷定するを得ず(五〇五號、一二頁、四一、四、一日、行政)

四五 山手船頭米は普通雜税なれば之を以て正租と認め難く又百姓山は必ずしも民有を意味するものに非ず又立木の賣却は收益權者に於ても爲し得べき行爲なるに依り土地所有の證と爲すに足らず(六〇一號、一八頁、四二、六、四日、行政三)

四六 公私混合の收入を以てしたる植林は私有なりと云ふを得ず(五八七號、一六頁、四二、五、七日、行政三)

四七 樹木賣却の如き行爲は土地管理者と雖も爲し得る行爲なるを以て之れを以て所有の證と爲すことを得ず(五五五號、一九頁、四一、六、二〇日、行政)

四八 土地立木の賣渡は管理者として爲し得べき行爲なれば直に之を以て所有の證と爲し「村持山」は時々地元を意味することあるを以て是亦所有の證と爲すに足らず(五五八號、一八

頁、四一、一二、二二日、行政)

四九 立木が主として或る寺の私費と認むべき開帳料、燈明料、諸堂散物、初穂料、祈禱料、配膳料、供料、過去帳料、臨時普請料等を以て植付けたるものなること明かなるときは該立木は私費植栽のものとして爲さざるを得ず(五五八號、一七頁、四一、一二、一九日、行政)

五〇 立木ある土地が或者に屬する以上は反對の證據なき限り立木も其の者の所有と認むるを相當とす(五五五號、一七頁、四一、一一、一九日、行政)

五一 部落が雜木を賣却したるが如き行爲は心ずしも所有權の效果に非ず(五五一號、一七頁、四一、一一、二〇日、行政)

五二 松木は留木と爲すこと木地師に入山伐木を許したること樹木賣却及び伐採に關する事件の濟口證並に木地師の賣木許可願書等の證據ありとするも此等の事項は地上收益及管理權者も爲し得べきものなるを以て所有の事實を證するに足らざるものとす(六二四號、一七頁、四二、一〇、七日、行政二)

五三 植林の保護及賣却の事實は管理行爲として地元村が爲し得たる所に屬すれば此事實を以て官有地にあらずと云ふを得ず(六二四號、一七頁、四二、一〇、二九日、行政三)

五四 立木の賣却は管理者に於ても爲し得べき行爲なるに依り之を以て所有の證と爲すことを得ず(五六九號、一七頁、四二、三、二二日、行政三)

五五 立木の賣却は收益者に於ても爲し得べき行爲なるを以て所有權の效果と爲し難し又村持山野場及び野山なる語は地元を意味することあるを以て單に此のみを以て所有の證と爲し難きものとす(五六九號、一七頁、四二、三、八日、行政三)

五六 舊水戸藩の郡奉行が當時の庄屋が忠勤を抽て役儀を精勵し且つ立木の獻納を爲したることとを嘉し其褒賞として後年其庄屋家が貧困となる場合に於て出願に及ぶときは藩廳所有の立木を下渡すべき旨の所謂御墨付を渡したるときは其法律上の關係は一の恩賞を達示したるものにして對等關係に於て條件付贈與契約を爲したるものに非ず尙ほ又當時の奉行は獨斷にて多數の立木を處分するの權限を有せざるものとす(五七一號、一三頁、四二、四、二二日、東京控訴民二)

五七 御林は普通之を官有と認むるを相當とす(五二五號、一九頁、四二、六、二〇日、行政)

五八 御林以外の土地は悉く民有なりと云ふを得ざるものとす(五一六號、一八頁、四一、六、九日、行政)

- 五九 御林とは特種の官林に對する稱呼なれば之れによりて直ちに御林外は悉く民有なりと斷するを得ず(五五一號、一七頁、四一、一一、二〇日、行政)
- 六〇 御林にあらざることのみを以て直ちに民有の證となすこと能はず又年貢は高外の小物成に屬し正租と認め難し(五五八號、一七頁、四一、一二、二六日、行政)
- 六一 御林とは特種の官林に對する稱呼なれば之に依りて直ちに或部落の山林は悉く民有なりと斷するを得ず(五五二號、一七頁、四一、一一、二〇日、行政)
- 六二 寛延三年の村差出帳にして御林と山野とを書上げありとするも御林以外官有地なしと云ふを得ざるものとす(五四七號、二〇頁、四一、一〇、二七日、行政)
- 六三 御林の名稱を有し下草役永を上納したる山林は官山にして納税者は單に毛上收益權を有するを通例とするも時に否らざることあり(四八五號、一五頁、四〇、一一、二六日、行政)
- 六四 御林は官營の森林運上山は特に運上を徵收する山を指したるものと認むるを以て單に此記載のみに依り他に官山なしと斷定するを得ず(五八一號、一八頁、四二、四、二六日、行政三)
- 六五 御林は通常官營林を指し御運上山は一種の官山を指すに外ならずして此等以外に官有山林なしと云ふこと能はず又入會地を新發開墾したる場合に檢地の上其所有を確保せられしこととは一般に行はれし制度なりしも是れ新發開墾の事實に基くものにして入會地は元來民有の性質を有すとの效力に據るべきものに非ず(五九九號、一五頁、四二、五、三一日、行政三)
- 六六 御林なき故を以て直ちに其他の山野は村有若くは私有なりと云ふことを得ず(五六九號、一八頁、四二、二、二〇日、行政一)
- 六七 官有地に對し毛上税に非ざる租税を賦課するは理由なきも私有地には便宜上御林の名稱を付するは往々其例ありとす(六二三號、一九頁、四二、六、二六日、行政一)
- 六八 御林とは特種の官林に對する稱呼なれば其以外の山林原野は悉く民有なりと斷するを得ず(五七五號、一七頁、四二、三、二〇日、行政二)
- 六九 符人植立杉は其十分の七植立人に屬すべきものなり(五四二號、二三頁、四一、一〇、一五日、行政)
- 七〇 一般公共の利益の爲めにする殖林(防風林)は公共團體に對して献植したるものと認めらるべし(五二六號、二二頁、四一、七、一〇日、行政)
- 七一 漆木は山の何れの部分にも適當するものにあらず纔かに溪間の平地等適當の場所を撰て植付をなすものにして水源山たる事實と兩立し得べからざるものにあざれば植付人に於て

水源山の區域を侵して植付を爲したるやも知るべからず故に漆木存在の一事を以て田山が引上げられ漆山となりたるものと認むるを得ず(五五六號、一七頁、四一、一二、一五日、行政)

七二 漆木役は外書にして高外の雜税に過ぎず(五一七號、一八頁、四一、六、二三日、行政)

七三 或者が其用に供する爲め樹木を植栽し且つ其入用に應じて隨時之を伐採し來りたること明確なるに於ては立木は其者の所有せし物と認むるを相當とす(五四一號、一九頁、四一、一〇一二日、行政)

七四 私費植林は毛上權者と雖も之を爲し得べき行爲なれば所有權を立證するの用具と爲すに足らざるものとす(五〇四號、一四頁、四一、三、一九日、行政)

七五 往年杉木の私費植栽を爲したる事實あるときは歩分木の制度に依り分収を爲すの權利あるものとす(五六九號、一七頁、四二、三、二二日、行政一)

七六 御直山の自然木に付ては單に保護看守の一事を以て分収權を認め難し(五五五號、一八頁、四一、一一、一〇日、行政)

七七 用水林は水源涵養の山林たることを示すに止まり之を以て地盤の私有を證するに足らず又高外の小物成は正租と云ふを得ず尙又支配は管理を意味するに過ぎざることあるを以て之

を以て地盤の所有と云ふを得ず(五七五號、一七頁、四二、三、一六日、行政一)

七八 苜敷山は當然民有なりと云ふを得ず(五八二號、一八頁、四二、五、四日、行政二)

七九 苜敷山の性質に關する立證なき以上直ちに之を村有と斷定するを得ず(五五五號、一八頁、四一、一一、三〇日、行政)

八〇 證書記載中の苜敷山の一部が民有なる場合に於ては他の列記の部分も民有と認めらるべし(五二八號、二二頁、四一、七、三日、行政)

八一 立山の分擔者は其分擔區域の收益權を得たるものにして所有權を取得したりと認むるを得ず(五一七號、一七頁、四一、六、二七日、行政)

八二 見繼山は原則として地木共官有たり(五一七號、一七頁、四一、六、九日、行政)

八三 舊秋田藩に於ては麓村に直山の見繼を命じたる場合に於ては普通雜木の採取を許すに止まるものとす(六二四號、一七頁、四二、一〇、一四日、行政一)

八四 直山圖に登録せられたる山林は反證なき限り藩有と認むべきものにして下柴焚川を許されたる一事を以て之を民有に下付せられたるものと云ふを得ず(六二四號、一七頁、四二、一〇、一二日、行政一)

八五 運上山は原則として公山たるものとす(五一六號、一八頁、四一、六、九日、行政)

八六 制度上拜領山は當然私有地なりと認むべき理由あることなし(五四七號、一九頁、四一、一〇、二九日、行政)

八七 舊會津藩の所領地は享和年度の復古に依り單に寶曆年度の制度に復したるに過ぎざるを以て寛政の改革以前に於て元來民有たりし林野までが此の復古に依りて其の民有の性質を失ひたるものと謂ふを得ず(六〇一號、一八頁、四二、六、八日、行政二)

八八 仙臺藩制上拜領山は所有權の付與なるを認め難きのみならず仙臺滅藩の際伊達家重臣の辨事役所への願書等の趣旨に依るも拜領山林は滅藩の際一旦上地せしめられ該指令に依り歸農したる者に對し更に之を付與したるものと解するを相當とす(六〇六號、一八頁、四二、六、一二日、行政一)

八九 辨事役所が仙臺舊領各取締藩々への達文の趣旨に依れば歸農せざる者の拜領山は當然上地すべきものと謂はざるを得ず(五八二號、一八頁、四二、五、六日、行政一)

九〇 仙臺藩制度上拜領山は所有權の付與なりと云ふを得ず又拜領山林は仙臺滅藩の際一旦上地せしめられ歸農したる者に對し撫恤の意味を以て更に之を付與したるものとす(五八七號、一六頁、四二、五、二三日、行政一)

九一 舊仙藩制上に於て拜領山は所有權の付與なるを認め難きものにして且明治二年正月廿八日附辨事役所達文に依れば拜領山林は仙臺滅藩の際一旦上地せしめられ歸農したる者に對し特に撫恤の爲め更に之を付與したるものなれば山林が其身分士族にして歸農したるものと認め難き者の所有に屬する事實を認むるを得ざるものとす(六二四號、一八頁、四二、一〇、二三日、行政一)

九二 御留山の樹木は必ずしも官有に限らず民有のものも有りたることは明なり(五〇三號、二一頁、四一、四、六日、行政二)

九三 御留山なるものは普通官山の名稱なるが如きも各藩に依りて其種類を異にし植林の保護獎勵若くは狩獵其他水源涵養等の必要より濫伐防止の目的を以て民有林を之に包含せしめたる慣行も尠きに非ず(五九八號、一七頁、四二、五、二一日、行政一)

九四 郷山が偶々青木留山となりたる場合の制限は主として伐木の停止を目的とすることは舊秋田藩制に依るも明瞭なりとす(五一六號、一七頁、四一、五、二八日、行政)

九五 郷山は個人有山林を意味せざるものとす(五二五號、二〇頁、四一、六、三〇日、行政)

九六 秋田藩制上郷山は村有符人山は個人有の山林にして恰も直山中に留山、札山あるが如く郷山、符人山中にも亦留山、札山あり就中其所有者たる村落又は個人の出願を容れ防火、防盜、水源涵養等保安の爲め其他一時の伐木停止林たらしむる目的を以て其名稱を付與するの例ありしに依り地盤は依然村有たるの性質を喪失せざるものとす且又御直山圖には一般に官山を登録するの例なるも從來郷山其他民有の確證ある土地が該圖に記入しありたる實例に乏しからず(六二三號、一九頁、四二、六、二二日、行政一)

九七 郷山は當然民有と認むべき根據なし(五七五號、一七頁、四二、四、六日、行政二)

九八 稼山たりしこと若は毛上の収益を採取したることは共に所有を證するに足らず(五五一號、一七頁、四一、一一、五日、行政)

九九 舊秋田藩制上札山若くは帳付林は確證なき以上民有たるべきことを認め難し(五八一號、一八頁、四二、四、二四日、行政一)

一〇〇 散野は通常村有なれば之を下戻すべきものとす(六二三號、一九頁、四二、六、二四日、行政二)

一〇一 散野は通常村有と認むべく而も租税の有無は必ずしも土地の官民有を區別する標準と

爲すに足らざるものとす(六二三號、二〇頁、四二、六、二日、行政二)

一〇二 私有山林を記載せる帳簿の末項に「村中」又は「村中入合之散野」とあるは村所有の山林を記載せしものと認むるを相當とす(五七〇號、一八頁、四二、三、二〇日、行政一)

一〇三 私有に屬する免税地は之を下戻すべきものとす(五四七號、一九頁、四一、一〇、二九日、行政)

一〇四 指紙地にして田畑を開墾成功の部分は格別然らざる部分は其處分の自由なく假令特許に依り山林となすも土地の所有權を得るものにあらざること明かなるを以て指紙地なるものは單に開墾を許可せられたる土地なりと解するを至當とす(五一七號、一七頁、四一、五、三日、行政)

一〇五 百姓持林以外の土地は總て官有なりと認むるの理なし(五一七號、一七頁、四一、六、二七日、行政)

一〇六 百姓山は時に使用收益權のみを有するものを指し必ずしも民有を意味するものにあらず(五七五號、一八頁、四二、三、二六日、行政三)

一〇七 山林中に田地を開墾せし事實ありとするも此等の行爲は毛上權を有する土地に對して

も爲し得べきものなれば之を以て所有権の効果なりと云ふを得ず（六〇六號、一七頁、四二、六、一九日、行政一）

一〇八 開墾の爲め御山を下渡されたるに過ぎざるときは之を以て所有権を得たるものと云ふことを得ず（五七〇號、一七頁、四二、二、二〇日、行政二）

一〇九 野竿高地を賣買し又は野竿高に對し軍役を課せられたる事實ありとするも是に依り野竿高は私有地に付せしものと云ふを得ず（五九九號、一六頁、四二、五、一九日、行政一）

一一〇 秣場賣買は單に毛上の收益を賣買したるものに過ぎざるを通常とす（五〇四號、一四頁、四一、三、一八日、行政）

一一一 村秣場なる記載を以て所有の證と爲すに足らず又山錢野錢若くは山税野税は高外の小物成にして正租と云ふを得ず（五九八號、一七頁、四二、五、一八日、行政一）

一二二 料金を徴して入會を許し或は焼畑作付を爲すことを許すは毛上權者も爲し得べきことなるに依り之を以て所有の證と爲し難し（六二四號、一七頁、四二、一〇、七日、行政二）

一二三 入會地の分割は必ずしも所有權の實行と看做されざるべし從て之のみに依り地盤所有の事實を證するに足らざるものとす（五七〇號、一八頁、四二、三、一六日、行政一）

一二四 毛上採取權の質入證は土地所有の證據とならず又同一字内の土地は必ずしも同一性質のものとして謂ふを得ず（五五八號、一八頁、四一、一二、二三日、行政）

一二五 毛上採取の權利を有する者が協議の上伐木を停止することは毛上採取權者の爲し得べき行爲にして地盤の所有權を有せざれば爲し得ざる行爲に非ず（四八四號、一三頁、四〇、一、七日、行政）

一二六 毛上の採取權を以て直に地盤を所有したるの證據と見るを得ず（五一七號、一七頁、四一、五、二八日、行政）

一二七 入會は普通毛上採取の權利なるを以て地盤所有の證と爲し難し（五五一號、一八頁、四一、二一、一二日、行政）

一二八 毛上權の賣買交換等を爲したる事實を以て地盤所有の證と爲すを得ざるものとす（五九八號、一八頁、四二、五、二〇日、行政一）

一二九 毛上收益に關する熟談書を以て直ちに所有の證と爲すことを得ず（五六九號、一七頁、四二、三、一一日、行政二）

一三〇 水源は當然村有なりとの何等の證據なく村留及び山守の費用の支出は人民が其土地を

水源林としたる結果を認むべく之を以て請求地の所有權を認むべきにあらず又御林以外の土地が盡く民有なりと認むべき證據なし(五四一號、二〇頁、四一、一〇、六日、行政)

一一一 引水料收受の行爲は毛上權者に於ても之を爲し得べきが故に所有の證と爲し難し(六二三號、二〇頁、四二、一〇、一一日、行政三)

一一二 野手は所有者に限りて之を收得すべきものに非ず(四八九號、一四頁、四一、一、二九日、行政)

一一三 單に山床引渡の文字を以て所有權移轉の意義と解するを得ず又管轄の文字は専ら所有の意義のみに使用する文字にあらざるに依り是亦所有の事實を證するに足らず(五八一號、一七頁、四二、四、二九日、行政二)

一一四 領主の申付に依り村費を以て土砂止工事を爲したるを以て其所有地なりとするを得ず(五〇三號、二〇頁、四一、三、三一日、行政)

一一五 公有地の記載は當時官民未定地を公有地と稱したることあるを以て單に民有の證と爲し難し(五二五號、二〇頁、四一、六、一六日、行政)

一一六 公有地と稱したるものには各種の土地ありて官に屬すべきものと民に屬すべきものあ

るを以て單に公有地たりしの一事を以て直ちに民地なりと云ふを得ず(五〇六號、一二頁、四一、四、一七日、行政)

一一七 公有地は村有のみに限らざれば之に依り直に村有なりと認められたるものとするを得ず(五五八號、一七頁、四一、二二、二六日、行政)

一一八 明治二十年官地に引直したる處分は改正處分の訂正にして改正に關する處分に外ならず(五八七號、一六頁、四二、五、二一日、行政一)

一一九 明治初年の土地處分當時に於ける取調書上げは公認せられたるものに非ざれば之を以て所有權を證するに足らざるものとす(五〇三號、二〇頁、四一、三、一九日、行政)

一二〇 山林引上處分が明治三年即置縣前の處分なるときは明治三十二年法律第九十九號第一條第三項に作り下戻すを得ざるものとす(五五六號、一七頁、四一、二二、一五日、行政)

一二一 改租當時に於て相當の權限を有するものより提出せられたる有効の返山願は所有の證據力を有するものとするも一旦任意に依り官へ返地したる以上は之れに對し何等請求を爲すの權なきものとす又地租改正時代に於ける官民有地の區分に關聯して生じたる事項は之れを改租當時の處分と見るを相當とす(五九九號、一六頁、四二、五、二九日、行政一)

- 一三二 検地は田畑等の石盛即ち田畑等の境界並に租税負擔の等差を査定するを目的とする者なれば通例租税を負擔すべき地即ち私有地に對し行ふものと推定するを相當とするが故に檢地帳に登録せられたる土地は外書に記載せられしものと雖も反對の證據なき限り私有なりと認めらるべきものとす(四八四號、一三頁、四一、二、二七日、行政)
- 一三三 檢地高入の秣場税は下戻法の受高に該當するものとす(五二五號、二〇頁、四一、六、一日、行政)
- 一三四 檢地帳に記載せられたる土地は反證なき限りは民有と認むるを相當とす(五二六號、二一頁、四一、七、九日、行政)
- 一三五 檢地帳に記載せられたる土地は其外書なると否とを問はず普通檢地を受くべき地即ち民有地を表示したるものと認むるを相當とす(五四八號、二〇頁、四一、一〇、三一日、行政)
- 一三六 檢地を受け改租の際迄納租し來りたる土地なるときは民有地なりと認むるを相當とす(五六三號、一八頁、四二、二、八日、行政)
- 一三七 檢地帳は通例私有地を登載するものなれば他に反對の證據なき場合に於ては之を民有と認むるを相當とす(五八二號、一八頁、四二、五、三日、行政三)

- 一三八 檢地水帳は通常民有地のみを記載する帳簿なるを以て本帳に記載せられたる土地は反證なき限りは民有地と認めらるべし(六二三號、二〇頁、四二、一〇、二日、行政一)
- 一三九 檢地帳に記載せられたる土地は民有と認むるを相當とす(六二三號、二〇頁、四二、一〇、五日、行政二)
- 一四〇 植立杉の書上帳は公簿に非ざるを以て之を以て其者の所有を認むることを得ざるものとす(五二六號、二二頁、四一、七、九日、行政)
- 一四一 竿入を受けず又役錢をも納めざりしものは抱山として成立せざるものとす故に縦令抱山元帳に登録せらるゝも抱山を設定せられたるものと云ふを得ず(五九八號、一八頁、四二、六、三日、行政一)
- 一四二 名寄帳は普通民有地を記載する帳簿なるを以て反證なき限りは該帳に記載ある松林は村有地と認むるを相當とす(五二五號、二〇頁、四一、六、一六日、行政)
- 一四三 特なる文字は管理關係又は用益關係の場合にも用ひらるゝことあれば果して所有の意義なるや否や明ならず(五五一號、一七頁、四一、一一、二〇日、行政)
- 一四四 特なる文字は管理關係又は用益關係の場合にも用ひらるゝことあれば果して所有の意

義なるや明かならず(五五一號、一七頁、四一、一一、二〇日、行政)

一四五 山林質入なるものには所有に係る山林地盤の質入と其毛上のみの質入と二個の場合あれば單に持林若しくは村持との記事あるの故を以て直ちに山林地盤の質入を爲したるものと云ふを得ず(五〇六號、一三頁、四一、四、一五日、行政)

一四六 山林に對し使用收益の權を得たるものは其債權の既に消滅せる以上は現在立木に對し何等の權利を有せざるものとす(五六五號、一七頁、四二、二、一〇日、行政)

一四七 村持なる文詞は毛上收益若しくは管理の場合に使用することなきにあらざれば村持山とあるを以て所有山の意義なりと解するを得ず又他村の入會を許し山手を收めたる事實ありとするも之を以て直ちに所有權の効果と認むるを得ず(五五八號、一八頁、四一、一二、二三日、行政)

一四八 村持山又は當村持山の文字あるも此等の文字は必ずしも所有を意味するものに非らず(五五七號、一八頁、四一、一二、二六日、行政)

一四九 持山若しくは村持山の文字は時に管理又は收益地を意味することあるを以て此記載のみに依り其所有と認むるを得ず(五一五號、一五頁、四一、五、五日、行政)

一五〇 外書又は高外は正租に非ず又村持山なる文詞は「地籍内若は管理區域内」との意義に使用することあるを以て之に依りて所有の證と爲すことを得ず(五九九號、一五頁、四二、六、三日、行政)

一五一 村持と記載せられたる秣場永は毛上税にあらずして土地に課せられたる税なりとす(六〇一號、一七頁、四二、五、二七日、行政)

一五二 村持山なる文詞は其所屬の地籍若しくは管理收益地を意味することあるに依り之を以て直に所有山の意義に解し難く又運上山は一種の官山にして官山を總稱したるものにあらざれば單に此記事を以て他に官山なしと斷定するを得ず(六〇一號、一七頁、四二、五、二六日、行政)

一五三 村持及び村方山の文詞は管理關係若しくは入會關係を示すことあるに依り之を以て所有の意義なりと解すべきものに非ず又入會權には必ずしも所有權を伴ふものに非ざれば之を以て所有を證し難し(六二三號、一九頁、四二、六、二二日、行政)

一五四 持分たる文詞は管理又は收益に關し使用せらるることあるに依り之を以て直ちに所有の意義なりと解するを得ざるものとす(五七〇號、一七頁、四二、二、二七日、行政)

- 一五五 單に「村方備山に被下置」とある記載のみに依り直に村方の意義を表示せるものと認められざるべし(五七五號、一七頁、四二、四、一日、行政一)
- 一五六 支配とは管理若しくは管領等の意なりとするを以て普通の解釋なりとす(四八六號、一四頁、四〇、一一、二七日、行政)
- 一五七 支配及び持山の文詞は何れも管領又は管理の意義に用ゐらるゝことあれば必ずしも所有の意義なりと云ふことを得ず(六〇六號、一八頁、四二、六、一七日、行政二)
- 一五八 地券の交付を以て從來土地を所有したりとの證と爲すを得ず(六二三號、二〇頁、四二、一〇、七日、行政二)
- 一六九 地元村は其地籍の土地に付ては種々の收益關係あるを普通とするを以て代金支拂を理由として所有權移轉と認むること能はず(五一七號、一八頁、四一、六、二〇日、行政)
- 一六〇 村書上に過ぎざるものは以て所有の事實を證するに足らず(五二八號、二二頁、四一、七、七日、行政)
- 一六一 村書上帳は檢地帳と異なるを以て其名受を以て直ちに所有者を表示したるものと云ふを得ず又荻敷山若しくは地付山の名稱のみを以て當然之を村有と斷じ難し尙ほ又御林以外の土地は悉く村有なりと斷するを得ず(五九八號、一八頁、四二、五、二二日、行政二)

- 一六二 改租當時の書上げにして官民有地査定の準備書類に過ぎざるものなるときは其の根據たる證據の見るべきものなき以上は證據たる價値なきものとす(五二六號、二二頁、四一、七、九日、行政)
- 一六三 改租當時に於ける準備書類は證據として採用するに足らず(五四八號、二〇頁、四一、一、五日、行政)
- 一六四 改租當時の取調帳は以て所有の證據と爲し難し(五一六號、一八頁、四一、五、二五日、行政)
- 一六五 改租當時に於ける村長の書上げにして官民有地査定處分の準備書面たるに過ぎざるものは單に該記載のみを以て民有を證するに足らざるものとす(五五六號、一八頁、四一、一二、五日、行政)
- 一六六 既に舊記に依りて個人の所有たること明なる土地に付き單に當時の所有者及び字名地番號等を明ならしむる爲め右の如き事項を記入したる場合は假令其記入が改租當時に關するものとするも之に信を措くを相當とす(五二六號、二二頁、四一、七、一〇日、行政)

- 一六七 維新草創の際に於ける記載例は其税の性質を確定したるものと見るを得ざれば之を以て直ちに正租なりと爲すを得ず(五〇四號、一四頁、四一、三、一九日、行政)
- 一六八 地租改正當時に於ける村方の取調は所有の證と爲すに足らず(五九八號、一七頁、四二、五、二五日、行政二)
- 一七九 改租準備として村方の所見を書上げたる書類は有力の證據と爲し得ざるものとす(五六九號、一七頁、四二、三、一三日、行政二)
- 一七〇 改租に際して準備作製せられたる村方明細書上帳若くは山林原野地籍取調帳に「共有地」又は「惣村持」の記載ありとするも其の記事を以て直ちに私有を證するを得ざるものとす(五七〇號、一七頁、四二、三、二〇日、行政一)
- 一七一 個人の證明書にして隨意に作成し得べきものは信を措くに足らず(五六五號、一八頁、四二、二、六日、行政)
- 一七二 一私人の意見を陳述したるに過ぎざる證明書は證據とするに足らず(五四一號、一九頁、四一、一〇、二〇日、行政)
- 一七三 謄本のみにて其原本果して存在したりや否知る能はざるときは之を證據として採用するを得ず(五四七號、一九頁、四一、一〇、二三日、行政)
- 一七四 私人の作成せる附屬圖面は何等の證據力なきものとす(五八一號、一七頁、四二、四、二七日、行政一)
- 一七五 本書なくして寫本のみなるときは其記載に信を措かれざるべし(五六九號、一七頁、四二、三、六日、行政二)
- 一七六 山論に關する訴狀は所有の事實を證するに足らざるものとす(五六九號、一八頁、四二、二、二七日、行政二)
- 一七七 村が隨意に作成したる圖面は證據力なきものと認めらるべし(五六九號、一八頁、四二、三、五日、行政三)
- 一七八 繩入測量は直ちに所有權の立證と爲すに足らず(五七五號、一八頁、四二、三、二九日、行政三)

國有林野法

- 一 國と分收の事實ありたるが爲め分收の權利を取得したる者は國有林野法第十九條第二項に

所謂國有林に就き収益の分収を爲すものに外ならずして部分林と看做すものとす既に部分林と看做す以上は同法第二十條乃至二十二條を適用すべきは勿論明治三十二年八月勅令第三百六十二號國有林野部分林規則又は同年同月農商務省令第二十五號中部分林に關する規定の適用を受くべきは當然なり(五七二號、一八頁、四二、四、二三日、大審民二)

二 明治三十二年法律第八十五號國有林野法施行後は國有林野の境界査定に關し不服ある隣接地所有者は同第七條に依り行政裁判所に出訴することを得るも國有林野と隣接民有地との境界査定並に之に對して行政訴訟を提起し得ることは同法に於て始めて制定せられたるものにあらず其以前に在りても明治二十三年十月法律第五號訴願法第一條第五號に土地の官民有區分に關する事件又同年十月法律第六號行政廳の違法處分に關する行政裁判の件に關する第五號に土地の官民有區分の査定に關する事件とありて土地の官民有區分及び其査定に關するものは唯り地租改正に伴ひ行はれたる地籍の編入處分のみ止まらず其他の行政處分と雖も之に對して訴願及び行政訴訟を提起し得たりしものとす而して明治二十四年勅令第四百四十四條並に明治二十六年勅令第四百七十七號大小林區署官制には孰れも大林區署の管掌事務と

して官林の境界調査及び分合に關する事項を掲記し官林相互間は勿論官林と民有地と隣接せる場合に於て其境界を實地に調査し各自を區分する權限を當時の大林區署に與へありたることと明なり(五〇一號、一四頁、四一、五、一三日、大審民)

三 森林主事は明治三十六年勅令第二百四十五號林區署官制第八條に依り上官の指揮を受け營林及林野保護の事務に従事するものなれば上官の指揮に依り國有林野の立木木材の検査引渡等に使用する所の極印を保管するの職務權限あるや論なし(五三一號、一九頁、四一、一〇、二〇日、大審刑)

森林法

一 森林法第四十六條規定の趣旨は何人たるを問はず成規の手續を履ます同法所掲の命令に違背し伐木したるものは總て之を處分す可しと云ふに在りて同法に依り特に禁止若くは制限を受けたる者が其命令に背き伐木したる場合に限り之を適用するの法意に非ず(五六六號、一五頁、四二、四、六日、大審刑)

二 森林法第八十四條の各號に規定せる事項は森林竊盜罪に於ける加重の情態たるに過ぎずし

て盜伐罪の構成要件にあらざれば同條の各號中其一に當る行爲あるときは同條第一項の犯罪を構成し其各號に當る行爲併存するも之れが爲めに罪刑を異にし各獨立罪を構成するものに非ず又森林竊盜教唆と森林竊盜とは相牽連して因果の關係あるものなれば森林竊盜の起訴事實には森林竊盜教唆の事實をも包含せらるゝものなり(六二四號、一六頁、四三、一、三日、大審刑二)

三 明治四十年法律第四十三號森林法第八十四條第二號は「贓物を原料として木炭樟腦椎茸松油其他の物品を製したるとき」とありて其他の物品なる極めて廣汎なる文字を用ひ物品の種類性質に付き何等の制限差別を設けざるを以て森林竊盜の贓物たる木材に犯人の加工の結果其原形を變じ木材以外の物品として取引せらるべき別物を形成したるときは犯人の所爲は同條第二號の場合に該當すべく其加工物の種類如何は之を問ふの要なしとす加之原物と全く其性質を異にし原物を認識すること能はざるに至りたるや否やも亦之を問ふの要なし何となれば同條第二號の主旨は罪證の湮滅を豫防せんが爲めのみ止まらず贓物を利用して擅に物品製出の途を啓くの所爲を禁遏せんとするものなればなり(五〇八號、一五頁、四一、七、二日、大審刑)

四 森林法第八十七條には森林竊盜の贓物たることを知りて之を受け又は寄藏故買若くは牙保を爲したる者とあり而して之を受くるとは無償にて之を貰ひ受くることを意味するが故に贓物の運搬を爲したる者に對し森林法第八十七條を適用すべきものに非ず又特別法たる森林法に正條なくして普通法たる刑法に規定あるものは其刑法の適用を受くべきものとす(六一四號、九頁、四二、一二、六日、長崎控訴刑一)

神社寺院に關する法令

一 寺院の信徒總代は信徒中相應の財産を有し衆望の歸する者三名以上を選舉し且滿三年毎に改選の上所轄市町村役場に届出づべきものなるとは明治十四年及同二十四年各内務省乙第三十三號達の定むる所なり而して其届出は寺院の願届等に連署して差出さしむる爲めなることは明文の示す所なるを以て之に因りて信徒總代たることを公認し届濟の者に非ざれば法律上寺院の總代たる資格を有せざるものと解釋するを相當とす去れば事實に於て信徒總代に選任せられ總代として寺務に參與するとも所轄役場に届出なき以上は其者に於て連署し無檀家寺院の爲め借財を爲すは第三者の信認如何を問はず明治十年第四十三號布告の適用上住職の

私借と看做すべく寺借として無効なり(五六一號、一六頁、四二、三、二二日、大審民)

二 明治十年第四十三號布告に依れば神官僧侶が神社若しくは寺院を代表して金穀の借入等を爲す場合には檀家若しくは氏子總代二名以上の連署を要する旨規定しあり而して此規定は獨り金穀の借入を爲す場合に限らず神社若しくは寺院の爲めに債務負擔の契約を爲す場合に於ては悉く其適用あるものなれば寺院が家屋の賃貸並に家賃取立の委任契約を爲す場合に於ても齊しく檀家總代の連署を要する法意なりとす(四七九號、六頁、東京控訴)

三 明治十年五月太政官布告第四十三號は神社並に寺院に於て其社寺の爲め金穀を借入れ其他債務を負擔するに付ては社寺の財産保護の爲め神官僧侶のみにて法律行爲を爲すことを許さず必ず氏子檀家と協議し總代二名以上の同意あることを要する趣旨にして必ずしも各行爲に付證書を作成し又は總代が其證書に連署すべき形式を要するものにあらず(五五八號、一六頁、四二、二、二二日、大審民)

四 明治六年七月第二四九號布告及同九年二月教部省達第三號に依れば寺院所有の不動産を處分する場合に於ては寺院の住職は豫め當該行政官廳の認可を受くるを要する旨規定あり從て住職が後日行政官廳の認可を受くべきことを條件として寺有地所の所有權移轉の契約を爲

したりとするも其契約は無効なり(五一九號、一八頁、大阪地方)

五 明治五年布告第三百號に所謂金穀貸借とは單に現行法の意義に於ける金錢貸借のみの謂に非ずして廣く賣買贈與其他契約上發生する債權債務の關係を包含せるものと解するを相當とす(五九一號、一一頁、大阪地方民二)

六 明治十年五月十六日太政官布告第四十號は社寺が檀信徒總代二名以上の同意なくして債務を負擔する契約を爲したるときは双務契約なるを否とを問はず該契約は社寺に對して無効となり神官僧侶が個人の資格に於て契約上の主體となり其債務者となる可きことを定めたるものなりとす(五八〇號、一四頁、大阪地方民二)

七 明治十年第四十三號布告を明治六年第二百四十九號布告及び明治九年二月二日教部省第三號達書に照し推考すれば右第四十三號布告は獨り金穀借入を爲す場合に限らず神社若しくは寺院の爲めに債務を負擔する契約を爲す場合には氏子又は檀家總代二名以上の連署を要するものにして若しも之なき場合に於ては神官僧侶の私債と看做すべきものとす(五五三號、一〇頁、東京地方民)

八 神社の氏子と氏子との關係は神社の崇敬祭祀に關する事項に止まるを以て氏子なるや否や

の争訟は私法上の關係に非ず従て民事刑事の裁判を爲すべき司法裁判所の管轄にあらず(五五四號、九頁、静岡地方民)

九 神社の合祭なるものは基本財産少なく爲に獨立して祭禮を營む能はざる神社を他の神社に合併し只其の祭祀を共同に營ましめ以て祭祀を怠り神靈を汚すの弊なからしめんことを期するの趣旨に外ならずして合祭により同一體を爲すものに非ず(五三五號、一四頁、高知地方民)

一〇 寺院境内の立木の伐採若くは其拂下又は下草賣却に關する證書を以て直ちに其所有地なりとするを得ず(五二六號、二二頁、四一、七、九日、行政)

一一 或土地を寺の所有と認定する以上は其收入を以てする樹木は私費植栽とすべきは論を俟たざれば其の立木は該寺の所有と認むべきものとす(五六三號、一七頁、四一、二二、二二日、行政)

一二 境内の樹木若干を賣却したる事實ありとするも斯の如きは境内管理上爲し得べき行爲たれば之を以て所有權の効果と爲すを得ず(五四七號、二〇頁、四一、一〇、二八日、行政)

一三 境内の樹木を賣却し更に之を買戻したる事實あるも是等の行爲は寺院が其の境内に對する支配行爲と認め得べければ之を以て直ちに所有權の存在を確認するを得ず(五〇四號、一四

頁、四一、三、一七日、行政)

一四 明治八年の社寺境内外區別は明治四年の社寺土地令と全く別箇の土地令に非ず單に明治四年の布告中「現在の境内」の區域を明確ならしむべき規定に過ぎず(四八九號、一四頁、四一、二、四日、行政)

一五 土地にして神社の所有たる證據なき以上立木に對して何等の權利なきものと認めらるべし(五八二號、一七頁、四二、四、二二日、行政一)

軍人恩給法

一 軍人恩給法第一條及び第二十六條の規定に依れば恩給を受くべき本人に請求の權利あることと認め得るも其請求權利は恩給法上恩給を受くべき者の身分に專屬し其相續人に移るべきものに非ず(五八一號、一八頁、四二、四、二二日、行政一)

二 法第九條第六號の規定は法第十三條第一項資格喪失の規定を根據となせるものにして一旦自己の便宜に依り退官をなしたるものは前在官の月數斷續せると勤續せるとに關係なく其の前官に關しては恩給法の給與を受くる資格を全く喪失せしむるものなり(五五五號、一八頁、

四一、一一、二六日、行政)

三 軍人恩給法第廿四條第六號は處刑又は懲罰に依り官職を免せられたる者に恩給を受くる資格を消滅せしむる規定にして同條に憲兵條例第三十五條云とあるは憲兵下士上等兵に對する懲罰免官の規定偶同條にありしが爲に外ならざれば憲兵條例及陸軍服役條例改正の結果該懲罰免官の規定が陸軍服役條例第百五條に移されたる以上は軍人恩給法第二十四條第六號に於ける憲兵條例第三十五條云々の規定も當然其影響を受けて宛も陸軍服役條例第百五條云々とある如く解釋すべきを相當とす(五七六號、一八頁、四二、四、八日、行政一)

四 軍人恩給法第二十四條列記の事實發生したる場合に於て十一年以上服役せし者十一年未滿服役せしものより恩給に對する關係上不利益なる地位に置かるべき法律の精神にあらずと認めらるゝに依り第二十四條は未だ第四條第五條の條件を具へざるものにも適用せらるべきものと解釋するを相當とす(五五一號、一八頁、四一、一一、二二日、行政)

五 軍人恩給法第四十一條第二項に依れば恩給に關する權利を障害せられたりとして行政訴訟を爲すには先づ以て恩給局に具申し其裁決を経ざるべからず(四八九號、一四頁、四一、二、六日、行政)

六 軍人恩給法第四十一條第二項但書の規定に依り疾病の原因に關する裁判は終審確定たれば該裁決の根據と爲りたる顧問醫の鑑定を誤謬なりとして其當否を争ふを得ず(五六三號、一八頁、四二、二、一三日、行政)

雜令

官制

一 官吏の任命補職は官報の掲載に因て直に效力を生ずる者に非ず當該官廳より本人に辭令を交付するか又は其他の方法を以て之を本人に通告し始めて其效力を生ずる者とす(六〇一號、一五頁、四二、一〇、五日、大審刑一)

會計法

一 國の時効は會計法第十九條に依り其納むべき年度の經過滿了後より進行する者とす又會計法の期滿免除は國家が有する公法上の債權のみならず私法上の債權にも適用するものとす而して會計法第十九條及び第十八條に所謂特別の法律とは會計法に對して特別たるの關係を有する他の法律を指したるものにして民法は之れを包含せず(五九八號、一三頁、四二、七、二二)

日、宮城控訴休二)

遞信省諸法令

- 一 明治三十三年遞信省令第三十四號鐵道運輸規程第四條第一項に交通頻繁なる道路の踏切(中略)は列車運轉中番人を置き常に之を看守せしむべしとあるは交通頻繁なる道路の踏切には夜間其他偶交通の頻繁ならざる場合と雖も列車運轉中は番人をして之を看守せしむべしとの律意にして同條第二項に前項の踏切は列車の通過前に之を閉ち通過後速に之を開くべしとあるも亦場合を區別せざるの律意なりとす(五四四號、一八頁、四一、一二、二三日、大審民)
- 二 郵便官署は遞信省の管掌に係る郵便電信電話爲替貯金に關する一切の事務を處理するものなるを以て法令により特に或事務の處理を特定の郵便官署にのみ命じたるか若くは特別の事情あるに非ざれば各郵便官署は右事項に關する一切の事務を處理し得るを常則とす而して郵便規則第八十三條第一項の規定は單に郵便物に關する損害賠償の請求は郵便物差立郵便局所在地を管轄する一等郵便電信局に對して爲すべき旨を規定したるに過ぎざるものにして其請求書の提出をも必ず同局に爲さるべからざる旨を規定したるものに非ずと解するを相當

とす(四八一號、七頁、四一、二、一四日、大審刑)

- 三 人をして有効の乗車券なくして乗車せしめたる場合に於て乗車したる者にして其情を知らざるときは乗車せしめたる者に於て乗車したる行爲に付直接責任を負ふべきものにして鐵道營業法第二十九條第一項第一號に所謂有効の乗車券なくして乗車したるときとあるに該當するものとす(六一四號、一五頁、四二、一一、一五日、大審刑二)

大藏省布告及達

- 一 大藏省證券條例第十條の告示は大藏省證券の所有者を保護する爲め亡失せし證券の發見せらるゝまで其授受賣買引換及仕拂を差止むるに止り之を無効と爲すものにあらす(五八一號、一五頁、四二、七、一日、大審刑二)
- 二 明治七年七月太政官布告第七十七號同八年三月太政官布告第四十一號及び明治七年八月大藏省達第八十四號は其當時に於ける賞典祿の處分及び下附に關する手續を規定したるものにして賞典祿の下附を求むる者は之に準據するを要することを明かにしたるに止まり之に因り舊藩主と分與を受けたる士民との間に獨立したる民事契約關係の存したるものと云ふを得ず(五七八號、九頁、四二、五、五日、東京地方民三)

海事代願人取締規則

- 一 海事代願人取締規則第四條に「左に掲ぐる者は前條の申請を爲すことを得ず」とあるは單に許可を申請し能はざる者を定めたるに過ぎずして之を以て其の然らざる者に申請を許可せらるべき權利を與へたるものと解するを得ず而して本規則は從來何人も自由に從事し得たる海事代願業を適當の者に限るを必要とし發したるものなれば管海官廳は海事代願業許可申請者を不適當と認むるときは其の許可申請を拒否するの職權ある者と爲さざるを得ず(六〇一號、一七頁、四二、六、二一日、行政三)

海面借區に關する達

- 一 明治九年海面借區に關する太政官達中「可成從來の慣行に従ひ處分云々」の文詞は慣行の權利者を指したるものとす(五七六號、一八頁、四二、四、七日、行政三)

東京府布告第五十八號

- 一 明治三十一年東京府布告第五十八號には南鳥島は小笠原島の所管に屬すと規定せるが故に南鳥島は小笠原島中の一島嶼なりとす(六二五號、一三頁、四二、一二、二五日、東京地方民二)

褒狀布達

- 一 明治十一年四月内務省甲第九號布達に依れば褒狀受領者は同布達に掲ぐる方法に従がひ褒狀の寫を使用し得れども之れ其褒狀を受けたる名譽を表彰せしむる爲め法律上之を許容するに過ぎずして褒狀の寫を專有する財産權を認めたるものに非ず從て其使用權は相續讓渡の目的となる能はざるものとす(五〇〇號、五頁、大阪地方民)
- 二 明治十一年内務省甲第九號布達に依れば褒狀受領者は同布達に掲ぐる方法に従ひ褒狀の寫を使用し得べきも褒狀の性質及び同布達の趣旨に依れば其所謂使用とは褒狀受領者に對し其褒狀を受けたる名譽を表彰せしむる爲め法律上之を許容するに過ぎずして法律に於て褒狀の寫を使用する財産權を認めて之を受領者に付與したるものには非ず(四九五號、二四頁、四一、三、二三日、大阪地方民)

明治四十三年四月三十日印刷
明治四十三年五月七日發行

判決要錄奧付

定價金壹圓五拾錢



編輯人 塚越翁太郎

發行者 東京市日本橋區本銀町四丁目九番地
山川金五郎

印刷者 東京市本所區番場町四番地
岡守功

印刷所 東京市本所區番場町四番地
凸版印刷株式會社本所分工場

發行所

法律新聞社

當事務所は益々事務を擴張し専心法律事務に従事仕候殊に刑事上告に就ては新刑法の實施に依り一層奮勵の上

大阪控訴院の判決に對する上告事件は

辯護士 横山鑛太郎君

大阪市東區北濱町一丁目七番地(電話一三八六番)

名古屋控訴院の判決に對する上告事件は

辯護士 小鹽美之君

名古屋市南鍛冶町三番地(電話一〇六七番)

長崎控訴院の判決に對する上告事件は

辯護士 高木祥二郎君

小倉市紺屋町七番地(電話二二九番)

函館控訴院の判決に對する上告事件は

辯護士 江口 淡君

函館區青柳町十四番地

宮城控訴院の判決に對する上告事件は

辯護士 野出鏞三郎君

仙臺市東三番丁百五番地(電話七〇九番)

長崎控訴院の判決に對する上告事件は

辯護士 小山吾郎一君

長崎市本興善町六番地(電話一八六番)

等と協定連絡を通じ上告趣意書の起草及其提出期間の注意被告人の監獄面會等上告辯護の手續に毫末の遺憾なからしめむことを期し候

東京市日本橋區本銀町四丁目九番地

高木益太郎事務所

電話本局特長五百十七番

高 評 嘖 々

改 正 七 版

法學博士 清水澄先生著

第一法學編 憲法篇

全 一 冊

菊判洋裝脊皮本
紙數九百六十頁

正價金貳圓八拾錢

郵金拾六錢
稅

新 版

第二法學編 行政篇

總論三 卷 上

菊版洋裝脊皮本
紙數七百餘頁

正價金貳圓七拾五錢

郵金拾六錢
稅

東 京 清 水 書 店 發 行

攻 法 資 料

法 律 書 專 賣 店

清 水 書 店

御 法 文 は
總 て 迅 速
に 取 扱 申
候

東 京 市 神 田 區 今 川 小 路 二 丁 目 四 番 地

電 話 本 局 九 六 五 番

振 替 口 座 七 四 四 七 番

前慶應義塾大學教授 青木徹二先生著

商法全書

曩に完成を告げたる著者の商法全書は堅實なる歩調を以て着々商法學界を風靡し今や會社法論の第四版を發行するに至れり之れ說明親切、法理精緻、文章流麗の致す所世既に定評あり

- 第一篇 商法總論 第五版 定價金壹圓五拾錢 郵税金八錢
 - 第二篇 會社法論 第四版 定價金貳圓五拾錢 郵税金拾貳錢
 - 第三篇 商行爲論 第三版 定價金八貳錢 郵税金八錢
 - 第四篇 手形法論 第三版 定價金壹圓八拾錢 郵税金拾貳錢
 - 第五篇 海商法論 第三版 定價金壹圓卅五錢 郵税金八錢
- 新商法實施以來既に約十二年未だ他に商法全部を一貫して學理的に詳細なる説明を爲せる參考書あるを見ず本書は蓋し其唯一の書にして法曹實業家行政官銀行會社員學生受験者の最新の參考書なり

法學界絶好の參考書

- 内閣總理大臣西園寺公望閣下題辭(自明治元年至明治四十二年)
- 現行法令輯覽 全五册 定價金六拾七圓 郵税金六拾八錢
- 明治四十二年九月改正 袖珍 全一册 定價金六錢 郵税金六錢
- 增訂正帝國六法全書 全一册 定價金七拾錢 郵税金六錢
- 法學博士井上密論評 法學士市村光惠著 本製正價金壹圓九拾五錢 小包料金拾貳錢
- 憲法要論 全一册 定價金貳圓貳拾五錢 郵税金拾貳錢
- 東京法科大学教授法學博士 美濃部達吉著 上製金貳圓貳拾五錢 郵税金拾貳錢
- 憲法及憲法史研究 全一册 紙數千頁正價金參圓 參拾錢小包料金拾六錢
- 京都帝國大學助教授 法學士佐佐木惣一著 紙數千頁正價金參圓 參拾錢小包料金拾六錢
- 日本行政法原論 全一册 定價金壹圓五拾錢 郵税金拾貳錢
- 東京帝國大學法科大学教授法學博士 美濃部達吉著 定價金壹圓五拾錢 郵税金拾貳錢
- 日本行政法 第一卷

發行所

東京市東區一橋町 有斐閣書房 電話本局三三二番 東京東區三三番 〇七番

東京市東區一橋町 有斐閣書房 電話本局三三二番 東京東區三三番 〇七番

●●●書考參の好絶界學法●●●

法學博士 梅謙次郎著
 ドクトール、アン、ドロア
民法原論 全八册 正價金貳圓四拾錢 小包料金拾貳錢
 增訂正民法要義 全五册 正價金九圓五拾錢 小包料參拾六錢
 民法原論 全八册 正價金貳圓四拾錢 小包料金拾貳錢
 總論之部並製 全二册 正價金貳圓六拾五錢 小包料金拾貳錢
 物權之部並製 全一册 正價金壹圓貳拾錢 小包料金八錢
 法學博士 織田萬著
民法通論 全一册 本製正價金壹圓七拾五錢 小包料金拾貳錢
 法學博士 岡田朝太郎著
法學通論 全一册 小包料金貳圓
 法學士 松本修平著 (學理講義)
不動產登記法要義 全一册 正價金壹圓貳拾錢
 梅博士外博士學士卅餘名執筆
法典質疑問答 全九册 小包料金參圓九拾錢

發行所

東京市神田區有斐閣書房 電話本局三二番
 一ツ橋通リ町 振替東京三〇七番

●●●書考參の好絶界學法●●●

法律取調委員會幹事 司法省參事官 泉二新熊著
 五大法律大學刑法講師 法學士
改正日本刑法論 全一册 正價金參圓五拾錢 小包料金拾六錢
 京都帝國大學 法學士 富田山壽著
最新刑事訴訟法要論 全二册 上製郵稅金四圓五拾錢
 司法省參事官 法學士 豐島直通著
修正刑事訴訟法新論 全一册 上製小包料正價金參圓 正價金參圓
 法學博士 仁井田益太郎著 (學理講義)
民事訴訟法要論 全三册 上中出版 小包料正價金貳圓 正價金貳圓
 東京帝國大學 法學博士 高野岩三郎著
財政原論 全一册 本製正價金壹圓五拾錢 小包料金拾貳錢
 法學博士 秋山雅之介著
國際公法 全二册 正價金四圓九拾錢 郵稅金貳拾四錢

發行所

東京市神田區有斐閣書房 電話本局三二番
 一ツ橋通リ町 振替東京三〇七番

●●●法學界絶好の参考書●●●

- | | | |
|---------------------------|------------------------|-------------------------------------|
| 法學博士 志田鉦太郎著 (學理講義) | 日本商法論 全五册 | 四月出版 正價金六圓七
拾五錢 郵税金卅六錢 |
| 慶應義塾大學法科教授 青木徹二著 | 商法全書 全五册 | 正價 金九圓拾五錢
小包料 金參拾貳錢 |
| 東京法科大學教授法學博士松波仁一郎著 | 私論日本商法 全一册 | 正價 金參圓參拾錢
小包料 金拾六錢
臺灣、清、韓、四拾錢 |
| 東京大學教授法律取調委員文官試驗委員 松波仁一郎著 | 日本會社法 全一册 | 正價 金四圓參拾錢
小包料 金貳拾四錢 |
| 法學博士 松波仁一郎著 | 私論日本手形法 全一册 | 正價 金參圓參拾錢
小包料 金拾六錢 |
| 大阪株式取引所理事 田中太七郎著 | 日本取引所論 全一册 | 紙數五百頁餘 正價金壹
圓五拾錢 小包料金拾三錢 |
| 京都帝國大學 法學博士 戶田海市著 | 第五篇 合 同 (かゝる及
とらすと) | 全一册 正價 金六拾錢
郵税金 六錢 |

發行所

東京市神田區 有斐閣書房 電話本局三二三番 東京東替振 〇七三番

嚴松堂書店發兌圖書目錄抄

辯護士 福岡伯監修 嚴松堂編輯部編纂

法律經濟論題輯覽

(一名專門學者論說索引)

本書ハ専門雜誌三十餘種數千册ニ登載セラレタル法律經濟ニ關スル大家ノ論說ノ題號ヲ教科書的ニ彙別類聚シ各題號ノ下ニ論者ノ氏名、雜誌名、年度、卷數及號數ヲ掲ケテ其索引ノ便チ計リタルモノナレハ講法家及ヒ實際家ノ机上ニ缺クヘカラサル珍寶ナリ

法學博士 中村進午

法學通論

法學通論ハ法律學ノ全般ニ涉リテ其大體ヲ會得セシムルノ學ナリ隨テ學者モ之カ記述ヲ難スル所ニシテ其良著ニ乏シキ所以ナリ

著者中村先生ハ我邦法學界ノ耆宿トシテ推重セララルノ人ナリ先生ノ博識ト能文トヲ以

册數 一六拾 價 錢 四 送 料

一 貳 圓 拾 五 錢

テ茲ニ本書ヲ公ニセラル論議明確ニシテ記述序アリ文章雄健ニシテ要領ヲ得タリ眞ニ法學通論ノ良著トシテ推稱スルニ憚ラス

法典質疑會

再版 法典質疑錄 三一冊五拾錢 各六錢

上卷 憲法、行政法、刑法 中卷 民法 下卷 商法、刑事訴訟法、民事訴訟法

一 本書ハ法學志林第一號ヨリ第百三號(四十一年三月)ニ至ル十箇年間登載ノ質疑問答ヲ編別輯録シタルモノナリ
 一 法學志林ノ質疑問答ハ法政大學校友及ヒ法典質疑會々員ノ提出シタル疑問ニ對シ各專門學者カ一々明快ナル答辯ヲ與ヘラレタルモノナリ
 一 本書ノ解答者ハ梅、富井、富谷、岡村、岡野、岡田、仁井田、志田、加藤、川名、横田、寺尾、副島、中村、秋山、粟津、山田、清水、岡松、山口、織田ノ二十一博士及ヒ上杉、牧野(菊)、牧野(英)、谷野、豐島、松岡、小疇、泉二、松本、和仁、岩田(宙)、岩田(一)、片山、佐竹、鈴木(英)其他數十ノ學士ナリ
 法學士 島村他三郎

新版 行政法要論 一 並製 貳圓貳拾五錢 拾五錢

分類一覽

總說	行政法ノ研究ノ前提	行政法ノ觀念	行政法ノ範圍
行政機關篇	行政學ノ組織	自治機關(官廳)	官吏
行政設備篇	地方自治團體	特別自治團體	自治機關(公營)
行政作用篇	行政作用ノ範圍	行政作用ノ使用	行政作用ノ成立及消滅
行政作用ニ附隨スル行政	行政作用ノ分類	行政作用ノ效力	行政作用ノ主體及客體
立法作用ニ附隨スル行政	行政作用ノ要件	行政作用ノ地位	行政作用ノ成
純粹行政	內務行政	警察行政	助
各論	總說	警察行政	助
大權作用ニ附隨スル行政	長行政	手行政	助
司法作用ニ附隨スル行政	總說	警察行政	助
立法作用ニ附隨スル行政	長行政	手行政	助

行政法學者トシテノ島村先生ノ眞價ハ既ニ世ノ爭ハサル所ナリ本書ハ總紙數七百餘頁ニシテ能ク總論各論ノ全部ニ涉リ講說ヲ盡サレタルモノナリ文章簡明、議論穩健、分類新、容易ニ斯學ノ大綱ヲ得セシム實務受験ノ好參考書ナリ
 法學士 小疇 傳

新版 大審院新刑法判例要旨 一 貳圓貳拾錢 拾五錢

附錄舊刑法刑事訴訟法特別法罰則判例要旨

(一)本書ハ新刑法實施ヨリ明治四十二年十二月末日ニ至ル間ノ大審院ノ刑事判例ヲ總テ網羅シテ法文ノ順序ニ排列シ

(二)各判例ハ理由ノ全文ヲ輯録シテ判旨ヲ明ニシ

(三)特ニ先生ノ勞ニ成レル的確ナル要旨ヲ摘記シ

(四)且ツ簡潔ニシテ明快銳利ナル先生ノ論議ヲ加ヘラレタルモノナリ

(五)判決理由ノ如キハ盡ク六號活字ヲ用ヒテ紙數ヲ節約シタルモノナレハ其内容ノ豐富ナルハ勿論從來公刊セラレタルモノノ如ク贅澤冗漫ノ書ニ非ス

讀者ハ本書ニ依テ裁判ノ趨勢ヲ知ルト共ニ先生得意ノ刑法論ヲ聞クコトヲ得テ能ク新時代ノ刑事實際ト刑法理論トヲ曉得スルニ足ラン故ニ實務ノ好指針トシテ朝野法曹ノ必讀ヲ望ムト共ニ修學ノ好參考トシテ學生諸子ノ一讀ヲ促ササルヲ得ス

法學士 甘糟 勇雄

新版

犯罪論

壹圓七拾五錢 拾貳錢

犯罪論ノ範圍
犯罪學ノ基礎
哲學ト科學
科學的社會觀

犯罪ノ主體
法人ノ犯罪能力
犯罪ノ客體
餘論

社會ト犯罪
前編
犯罪原因論
犯罪的人類學
犯罪學的社會學
法律ト犯罪
刑罰權ノ基本
刑罰適用ノ性質
惡性ノ哲學的考察
犯罪ノ意義
犯罪ノ類別
犯罪ノ效果
刑事上ノ效果
民事上ノ效果

後編
犯罪ノ要件
犯罪の要件
觀的の要件
觀的の要件
違法阻却
違法阻却の要件
緊急行為
緊急行為の概念
錯誤論
錯誤論
犯罪ノ態樣
犯罪ノ完了
犯罪ノ完了
一罪及數罪

本書前編ハ社會學ヲ根トシテ、社會上ヨリ犯罪ヲ論評シ、刑事政策ヲ說キ、犯罪學ヲ叙述シ、深ク社會心理學ノ壺奧ニ入りテ終ニ哲學ノ玄ヲ鉤ス

本書後編ハ新刑法ヲ帶トシテ、法律上ヨリ犯罪ヲ考覈シ東西ノ學說ヲ援キ、判決例ヲ摘示シ、廣ク試驗問題ノ解説ヲ試ミテ能ク刑法學ノ疑ヲ闡ク

文章雄健、理論整正、一ヒ本書ヲ繙ケハ坐口ニ卷ヲ措ク能ハサラシム、從來無味涸澹トシテ人ノ厭フ所ナリシモノモ本書ニ依テ無限ノ趣味ノ隨所ニ溢ルルヲ見ン

司法省參事官 大場茂馬

再版 刑法各論 卷上

一 貳圓五拾錢 拾九錢

著者大場先生ハ我刑法學界ノ大家トシテ正統學派ノ重鎮トシテ夙ニ名噴々タルノ人ナリ今其深遠ナル學識ト勇健ナル才筆トヲ以テ刑法各論ヲ公ニセラル著者カ正統學派ノ見地ヨリ犯罪ヲ分類シテ個人ノ法益ニ對スル罪社會ノ法益ニ對スル罪國家ノ法益ニ對スル罪ノ三ト爲シ必ラスシモ法典ノ條例ニ據ラサルナリ其上冊ニ收ムル所ハ個人ノ法益ニ對スル罪ノ全部ニ屬シ總テ六百三十餘頁ノ大冊ニシテ而モ尙ホ多ク六號活字ヲ用ヒテ紙數ヲ節減シタルモノナレハ内容優ニ千頁ニ近シ洽ク東西ノ學說及判例ヲ引證シ議論明晰、說述詳密、眞ニ新刑法各論ノ良著トシテ近來無比ノモノナリ宜ナルカナ本書一タヒ世ニ出ツルヤ好評湧クガ如ク幾クモナクシテ再版ヲ促ササルニ至レルコトヤ天下ノ法曹及ヒ學生諸子苟モ學界最新ノ刑法理論ヲ窺ヒテ我カ新刑法ノ眞義ヲ知ラント欲セハ必ラス本書ヲ一讀スルノ要アルヘシ

檢事 山岡萬之助

刑事 刑法論

檢事 山岡萬之助

刑事 刑事政策學

司法省參事官 大場茂馬

新 刑事政策 叢書 最新刑事政策根本問題

一 壹圓 拾錢 拾貳錢

司法省參事官 大場茂馬

新 刑事政策 叢書 刑事政策大綱

一 壹圓 五拾錢 拾貳錢

犯罪ノ發生ハ如何ナル原因ニ基クカ犯罪及ヒ其原因ト牽連スル社會政策ヲ如何ニ料理スヘキカ抑犯罪ノ檢舉刑期ノ量定刑罰ノ執行ヲ如何ニスヘキカ大凡此等ノ諸問題ハ皆刑事政策學ノ分野ニ屬スルモノニシテ以テ犯罪ノ撲滅減少ヲ講スヘキ任務ヲ有スル所以ナリ著者ハ西歐ニ遊學中夙ク斯學ニ關スル一書ヲ公刊シテ歐洲ノ學界ニ一大警醒ヲ與ヘ噴々タル盛名ヲ博セラレタリキ爾來造詣益々深ク今ヤ刑事政策叢書ノ完成ヲ企圖セラレ茲ニ本書ノ發刊ヲ告グルニ至レリ蓋シ此種ノ著作ハ我國ニ於テハ本書ヲ以テ嚆矢ト爲スヘキモノナリ敢テ當路ノ有司茲ニ憂國愛民ノ士ノ座右ニ薦焉

註釋 民法全書發行ノ趣旨

民法施行セラレテヨリ茲二十年之ニ關スル述作ノ公刊セラレタルモノ少ナカラスト雖モ其全部ニ亘レル學理的ノ著書ハ殆ト之ヲ見ルコトヲ得ス是レ我法學界ノ大缺陷ト謂ハサルヘカラス而シテ其逐條的ノ註釋書ニ至リテハ特ニ一層ノ切要ヲ感セスンハアラス近時我法學界ノ傾向ハ學理ノ講究ヲ偏重スルノ結果動モスレハ逐條的註釋書ヲ輕視スルカ如シト雖モ一國ノ成法ヲ研鑽スルニ當リテハ法文ヲ難レテ學理ヲ求ムルコト能ハス學理ヲ講究セント欲スレハ必スヤ先ツ法文ノ意義ニ精通セサル可ラサルナリ故ニ註釋書ニシテ兼テ學理ノ蘊奧ヲ極メタルモノアラハ講學者及ヒ實際家ニ對スル無上ノ指針タルヘシ而シテ此ノ如キ良著ヲ渴望セルノ急ナルニ拘ハラヌ未タ

之ヲ得ルコト能ハサルハ蓋シ其編纂事業ノ至難ナルニ由ルモノナルヘシ今敢テ吾カ微力ヲ願ミス茲ニ註釋民法全書ヲ發行スル所以ノモノハ一ニ世人ノ此渴望ヲ充タシテ以テ我法學界ニ貢獻スル所アラントスルノ微意ニ外ナラス幸ニ多數碩學ノ贊成ヲ得終ニ此至難ノ事ヲ爲スノ機ニ際セリ本書ノ内容ノ完全一辭ノ贊ス可キモノナカルヘキハ分擔著者ノ名聲之ヲ證ス豈ニ之レヲ廣告スルヲ須ヒンヤ著書ハ各最モ得意トスル部門ニ就キ執筆ヲ分擔セララレ且叙述ノ體裁ニ關シテ十分ノ協議ヲ遂ケラレタルヲ以テ庶幾クハ此ニ偏重シテ彼ニ偏輕スルノ憾無キヲ得テ眞ニ完璧ノ註釋書ヲ得ヘキナリ吾人ハ本書ノ發行カ吾人責務ノ一端ヲ竭シ得タルモノナルコトヲ以テ衷心ノ欣悅トシ併セテ現時ノ法學界ニ此光輝アル大著ヲ紹介シ得ルコトヲ以テ無上ノ光榮トスル者ナリ

發行者識

總則編

第一卷 人、法人、物

東京帝國大學法科大學助教授

法學士 松本 丞治

第二卷 法律行為以下

東京帝國大學法科大學助教授

法學士 鳩山 秀夫

物權編

第三卷 總則、占有權

東京高等商業學校教授

法學士 乾政 彦

第四卷 所有權乃至地役權

早稻田大學法科大學教授

法學士 三潞 信三

第五卷 留置權以下

神戸高等商業學校教授兼神戸地方裁判所檢事

法學士 吾孫子 勝

債權編

第六卷 債權總論

京都帝國大學法科大學教授

法學博士 中島 玉吉

第七卷 債權總論

京都帝國大學法科大學講師

法學士 陣道 文藝

第八卷 契約總論

慶應義塾大學法科大學教授

ドクトルユリス 神戸寅次郎

第九卷 契約各論

司法省參事官兼東京控訴院檢事

法學士 池田寅二郎

第十卷 事務管理以下

東京地方裁判所部長判事

法學士 飯島 喬平

親族編

第十一卷 親族編全部

東京地方裁判所部長判事

法學士 島田 鐵吉

相續編

第十二卷 相續編全部

東京帝國大學法科大學教授

法學博士 川名兼四郎

東京控訴院判事團野新之

再版

損害賠償論

一 貳圓貳拾五錢 拾九錢

要次目

——論——損害賠償請求權 ◎總說：◎人格：◎法律上ノ事實 ◎連帶及ヒ保證 ◎承繼 ◎消滅原因 ◎損害賠償額 ◎損害賠償ノ性質 ◎損害賠償額算 ◎各債務不履行ニ因ル損害賠償 ◎總說 ◎定原則 ◎損害賠償額加減原因 ◎論 ◎債務不履行ニ因ル損害賠償 ◎總說 ◎委任雇傭及請負 ◎寄託 ◎貸借 ◎使用貸借 ◎買賣 ◎及ヒ貸借 ◎運送取扱及ヒ運送 ◎手形 ◎不法行為ニ因ル損害賠償 ◎總說 ◎占有訴權 ◎土地所有權ノ限界 ◎工作物ノ占有者並ニ所有者及動物ノ占有者並ニ保管者 ◎無能力者ノ監督義務者事業ニ付テノ使用者又ハ監督及ヒ注文者 ◎工業所有權及著作權

團野先生ハ特ニ損害賠償ノ法理ヲ研究スルモノ十年一日ノ如ク其篤學ハ學界稀ニ見ル所ナリ其多年ノ蘊蓄ヲ以テ本書ヲ公ニス洽ネク内外ノ學說判例ヲ引證シテ東西ノ法制ヲ比較攻究シ殆ント私法ノ全般ニ涉リテ苟モ損害賠償ニ關係アル問題ハ之ヲ論究セサル無シ議論穩健ニシテ文章勁拔、内容豐富、學界唯一ノ大著トシテ聲價日ニ騰リ再版ニ當リテ改訂シ紙數七十餘頁ヲ増シテ終ニ七百頁ノ大冊ト爲レリ學者實際家ノ一讀ヲ要スルモノアラシ

法學士 牧野菊之助

再版

日本親族法論

一 貳圓拾五錢

法學士 牧野菊之助

新版

日本相續法論

一 貳圓拾五錢

著者ハ最高法院ニ判官トシテ令名アル一人、殊ニ其親族法相續法ニ於ケル造詣ニ至リテハ現今ノ學界第一ニ指テ之レニ屈セサルヲ得ス曩ニ日本親族法論ヲ公ニスルヤ忽チニシテ再版ヲ促スノ盛況ヲ見次テ日本相續法論ノ出ルヤ好評一段ノ高キモノアリ蓋シ親族相續ノ法規ハ本邦特有ノ家族制度ニ淵源スルモノ多クシテ學者ノ解説ヲ難シスル所之レニ關スル著述ハ僅カニ逐條說述書ノ一二ヲ算スルノミ今論理的二論述シタル良著ニ至リテハ此兩者ヲ以テ唯一ト爲ササルヲ得ス博引旁證論理精透、眞ニ未曾有ノ良著タルノ名ニ負カス

法學博士 粟津清亮

新版

保險法原理

一 壹圓五拾錢 拾貳錢

法學士 板倉松太郎

新 刑事訴訟法立義

三 前編壹圓四拾錢 拾貳錢

板倉先生ハ訴訟法學ノ泰斗ナリ先生ノ斯學ニ於ケルヤ推覈研鑽十年一日ノ如ク微ヲ索ホ幽ヲ闡キテ終ニ其蘊奧ヲ究メスハ已マサラントス本書ハ眞ニ先生熱誠ノ賜ニシテ論理精透、文章雄健、斯法ニ關スル著書中隨一ノ大文字ナリ殊ニ本書前編ハ刑事訴訟ノ原理ヲ説クコト明快ニシテ内外ノ法制ヲ比較論述シ陪審制度ノ利害ニ及ヒ立法ノ變遷、學說ノ推移ヲ叙スルニ方リテ先生卓拔ノ論議ヲ加ヘラルル等一讀シテ無限ノ趣味ノ溢ルルカ如キヲ感ス

法學士 清水孝藏

新 刑事訴訟法論綱

一 壹圓六拾錢 拾貳錢

本書ハ斯學ニ造詣深キ清水先生カ刑事訴訟ノ法理ヲ説カレタルモノニシテ要ヲ摘ミ粹ヲ蒐メ勗メテ冗漫ヲ避ケ容易ニ斯學ノ大綱ヲ得セシメンコトヲ期セラレタルモノナレハ實務受驗ノ指針トシテ恰好ノ良書ナルヲ疑ハス

辯護士 河西善太郎

新 確認訴訟論

一 五拾五錢 八錢

確認訴訟ハ民事訴訟中ノ一大疑團ナリ然モ由來此疑團ニ向テ明快ナル説明ヲ與フル者無ク實際家及ヒ學生ヲシテ迷惑セシムルコト多カリシハ是レ眞ニ我民事訴訟法學界ノ一大缺陷タリシヲ免カニス著者ハ研學ニ忠實ニシテ實務ニ熱心ナルノ人ナリ其多年獲ル所ノモノヲ將テ茲ニ本書ヲ公ニス確認訴訟ヲ縱論橫議シテ餘ス所無ク文章平明ニシテ論理穩健庶幾クハ民事訴訟界積年ノ疑義ヲ氷釋スルコトヲ得ン切ニ朝野法曹及ヒ學生諸子ノ必讀ヲ促ササルヲ得ス

嚴松堂書店編輯部

再版

學的排列各官私立大學 試驗問題集

一 五拾五錢 八錢

本書ノ特色

本書ハ學的、組織的ニ排列シタリ從テ最モ索引ニ簡便ナリ——
本書ハ外交官領事官、文官高等、判檢事辯護士、東西兩京ノ法科大學、日本、法政、中央、早稻田、明治、關西ノ各私立大學ノ試驗問題ヲ網羅セリ——
本書ハ明治三十年以來ノ試驗問題ヲ盡ク蒐錄セリ外交官領事官、文官高等、判檢事辯護士ノ各試驗問題ハ特ニ三十年以前ノ分ヲ蒐錄セリ——
本書ハ再版ニ當リテ明治四十二年中ノ各種試驗問題ヲ增補セリ——

嚴松堂書店編輯部

版新

四十二年度試驗問題集

一 貳拾五錢 四 錢

本書ハ最近ノ試験問題ヲ知ラント欲スル人ノ爲ニ明治四十二年中ノ外交官領事官、文官高等、判檢事辯護士、東西兩京ノ法科大學、日本、法政、中央、早稻田、明治、關西ノ各私立大學ノ試験問題ヲ蒐録シテ別冊ト爲シタルモノニシテ内容整ヒ印刷鮮明ナリ

瀧本美夫

版新

財政學講義

一 上卷 壹圓五拾錢 拾貳錢
二 下卷 壹圓五拾錢 拾貳錢

本書ハ前東京高等商業學校教授トシテ且ツ財政學界ノ重鎮トシテ令名噴々タル瀧本先生カ其深遠豐富ナル學識ト平易明快ナル文章トヲ以テ財政學最新ノ學理ヲ説カレタル最上ノ教科書最良ノ參考書ナリ
理論ノ精緻ナルハ勿論加ルニ實際ノ微細ナルヲモ説キテ洩ス所無シ苟クモ財政學ヲ實際ニ應用セント欲スル人及ヒ財政學最新學說ヲ知ラント欲スル人ハ必ラス本書ニ依賴セヨ
法學博士 粟津清亮

版再

保險學綱要

一 貳圓五拾錢 拾五錢

總論 保險ノ概念 起源 種類 範圍 種類 經營ノ主義 利益 弊害 各

內

論生命保險 契約關係 代理機關 統計及數理 醫事 火災保險 歷史 技術 危險

容

要項 財政海上保險 沿革 目的 危險ノ種類 損害ノ其他ノ保險 運送保險 信用保險 機關汽罐保險 盜難保險 政策論 執ルヘキ行動 國立保險 民業保

險ニ對スル國家ノ干涉 外國會社ニ對スル政策 保險事業ニ對スル課稅
栗津博士ハ保險學界ノ泰斗ニシテ且ツ斯學ノ開拓者ナリ其豐富ナル學識ヲ以テ殊ニ熱誠筆ヲ執ラレタルモノハ本書ナリ本書ハ經濟學上ノ見地ヨリ保險ノ理論ト保險ノ政策トヲ論究シ併セテ各種保險ノ組織運轉ニ關スル理法ヲ説カレタルモノニシテ叙述平明引證該博保險ノ組織的研究書トシテハ本邦唯一ノ大著ナリ斯學ヲ研究セント欲スル人ハ勿論該クモ保險ノ實務ニ關係アル諸子ニハ必讀ノ要書ナリ

商學士 小林行昌

倉庫及稅關

一 貳圓八拾錢 拾九錢

倉庫 倉庫ノ業務 各國ノ倉庫業 證券法律論 稅關 緒論 稅關ノ徵收スル金 稅關ノ組織及所在地 貨物輸出入手續 異議及訴願 各國ノ稅關 稅關定率法 協定稅率 各國輸入稅率表 稅關書式

7c14

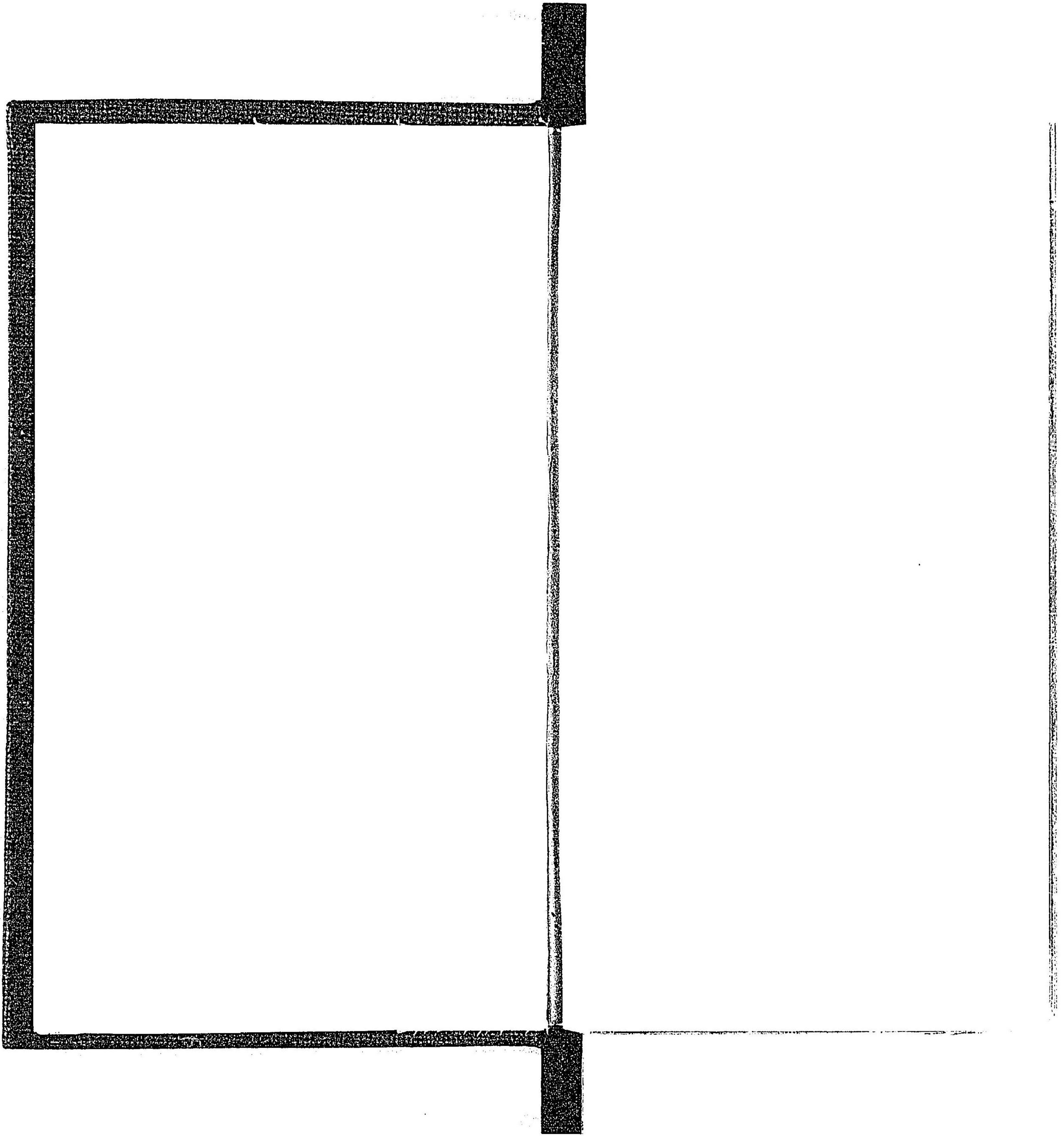
著者早稲田大學教授、多年研鑽、所著「倉庫及稅關」二書、
 兩方面ニ亙リテ一切ノ事項ヲ記述シタルモ、文章平明、說明詳密、
 法律經濟理論ノ精緻ヲ以テシ、廣ク商業政策ヲ論シテ、洽ク内外ノ實例ヲ述ヘ併セテ必
 ナル諸般ノ書類帳簿ノ書式ヲ網羅ス。
 東京朝日ノ評ニ、記述詳細、說明懇切、有益第一ト。◎毎日電報ノ評ニ、商業發達ニ
 ビ倉庫稅關ノ知識ハ必要トナレリ、實業家ハ必ラス本書ニ學ヘト。◎中外商業ノ評ニ、解
 説盡ササル無ク學者ノ參考タルト共ニ、實務家必讀ノ良著ナリト。◎文藝週報ノ評ニ、法
 律實務商業ノ三方面ヨリ倉庫及稅關ヲ論シ、文章平易、叙事明快、現在將來ノ實務家ニ有益
 ノ書ナリト。◎明治評論ノ評ニ、一般學理ノ外ニ各國ノ實例ヲ詳述シ、現在將來ノ從業者
 及一般關係者ノ唯一ノ好指針ナリト。◎銀行通信錄ノ評ニ、全編議論ト實際トヲ兼ネ、且
 ツ諸外國ノ事例ニ就キ懇切ナル説明ヲ付シ、添ルニ必要ナル書式ヲ以テシ、當今ニ有益ナ
 ル書ナリト。

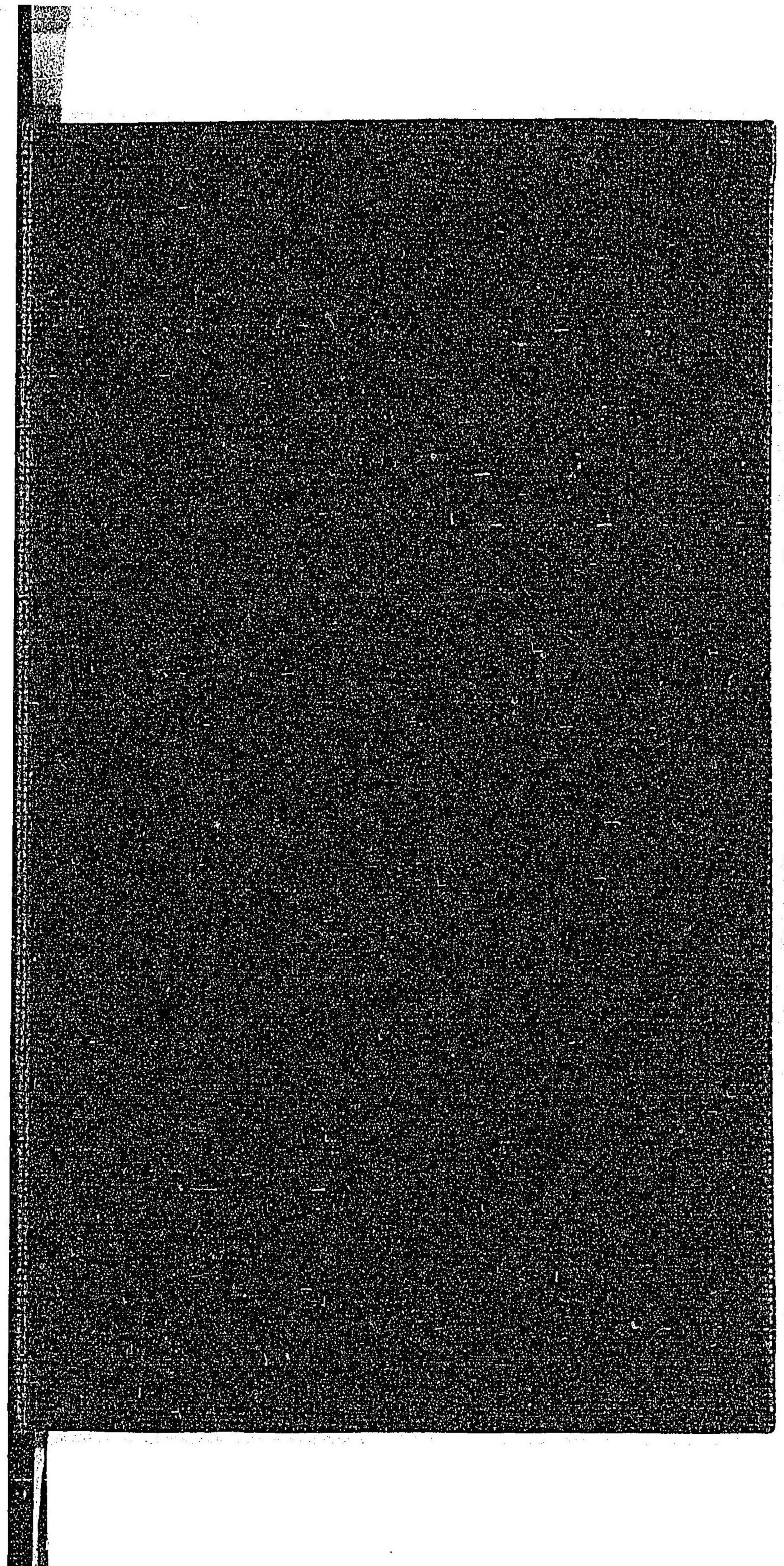
東京市神田區仲猿樂町一番地

巖松堂書店書

電話本局二二五四番







036584-003-2

CZ-2113-8

判決要録

法律新聞社

M41-T1

BBR-0757

